

第二期 長井市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
山形県長井市

目 次

第1章 計画策定

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 長井市の人口、世帯、婚姻、就業の動向・・・・・・・・・・・・・5
- 2 子育て環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 ニーズ調査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 4 第一期計画の振り返り（評価）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 5 子ども・子育てを取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念（第二期計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第4章 各種施策の推進

- 1 安心して産み育てられる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 3 子育てに安心とゆとりをもてる支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 4 地域で子育てを支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

第5章 幼児期の教育・保育事業計画

- 1 幼児期の教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 2 教育・保育の量の見込みと確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第6章 地域子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

資料編

- 1.長井市子ども・子育て会議条例
- 2.長井市子ども・子育て会議委員名簿
- 3.計画策定の経過

第1章

計 画 策 定

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立され、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から開始されました。その後平成 29 年 6 月には自治体を支援し、2 年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成 30 年 9 月には全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年 10 月から子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が開始されました。

このような中、長井市では、平成 27 年 3 月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくりと子育て支援策を総合的に推進する「長井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。

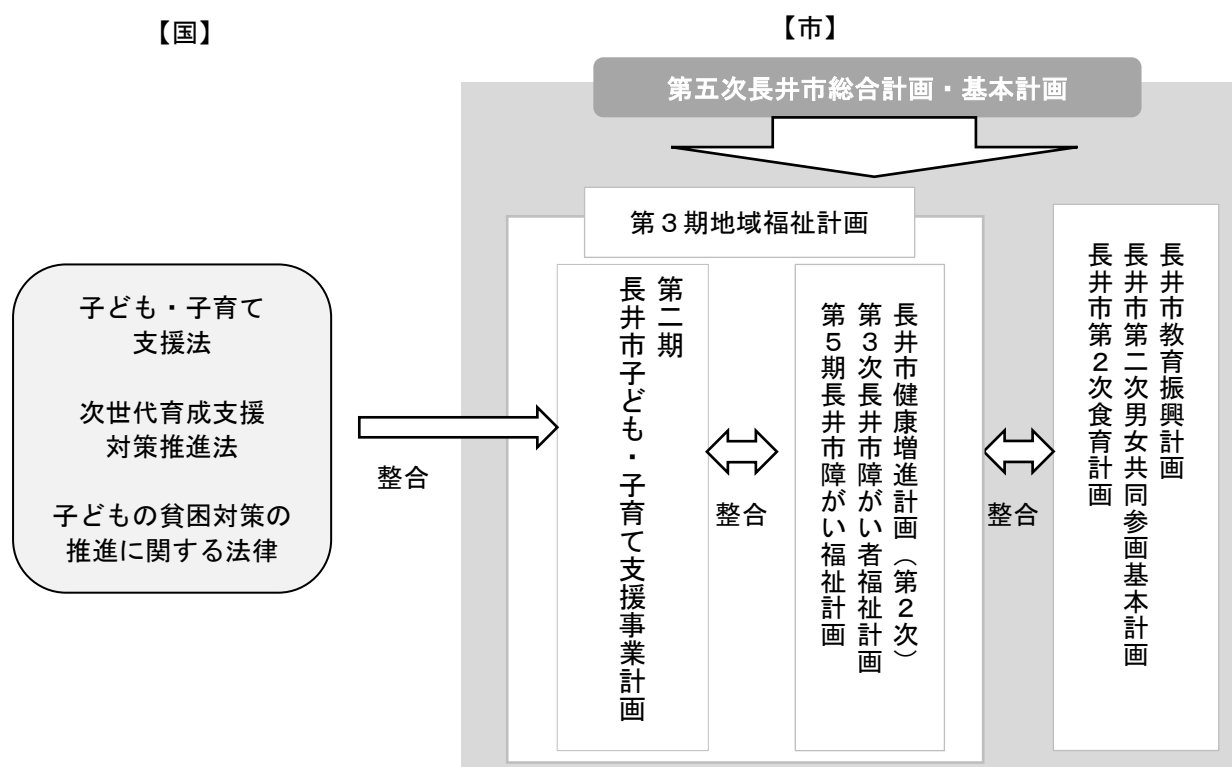
また、平成 31 年 3 月に策定された第 5 次総合計画・後期基本計画においては、「子育て世代の定着」に向けた取り組みを重点戦略とし、子育てや教育の環境に魅力あるまちづくりを推進することとしています。

第二期「長井市子ども・子育て支援事業計画」は、第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、各計画と連携しながら、国の法や方針に基づいて策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置付け、一体的な計画とし、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、長井市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第一期 長井市 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成計画)									
				策 定	第二期 長井市 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成計画)				

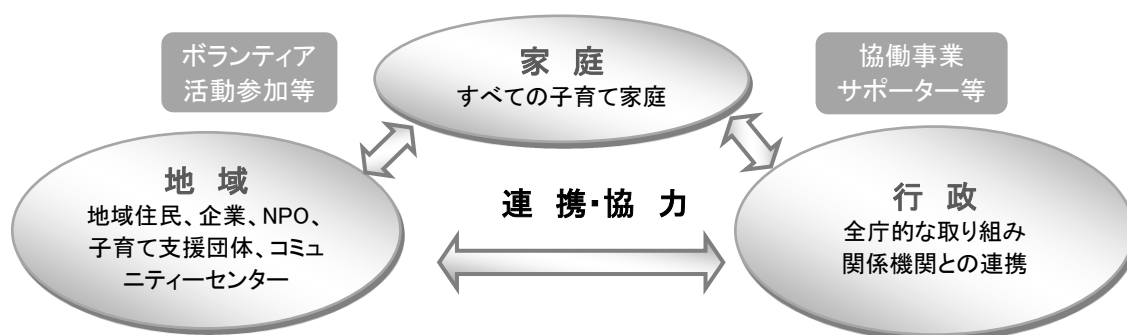
4 計画の推進

(1) 市民・事業者・市それぞれの役割・責務

計画の推進にあたっては、子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するため、家庭と地域、行政が連携・協力しながら、計画的に取り組みを進めていくことを目指します。

子ども・子育て支援対策は、子育て中の家庭ばかりでなく、様々な立場の市民が考え取り組む地域の課題です。あらゆる場面で、市民参加の機会を設け、市民が主体的に取り組み、子育て支援対策の地域ネットワークが構築されるように努めます。

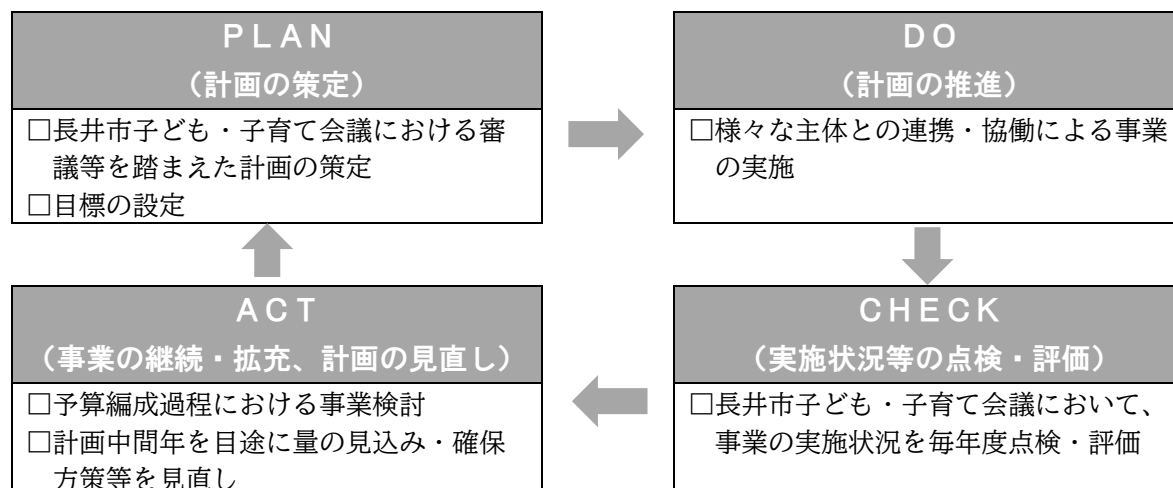
家庭、地域、行政の協働による推進を図りつつ、多方面からの意見を反映させながら、計画の円滑な進行管理を行います。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「長井市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。「会議」は、総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置づけられています。

計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてまいります。



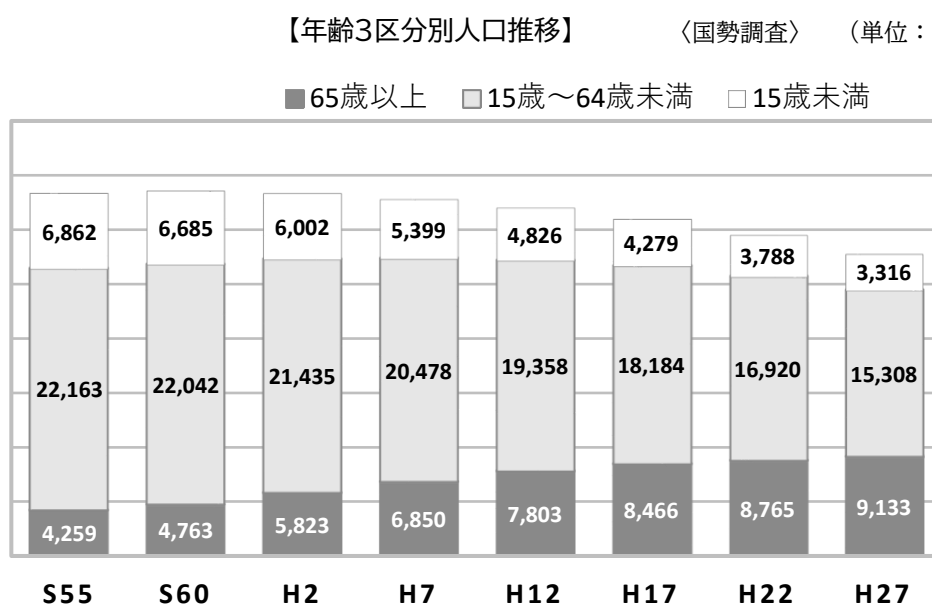
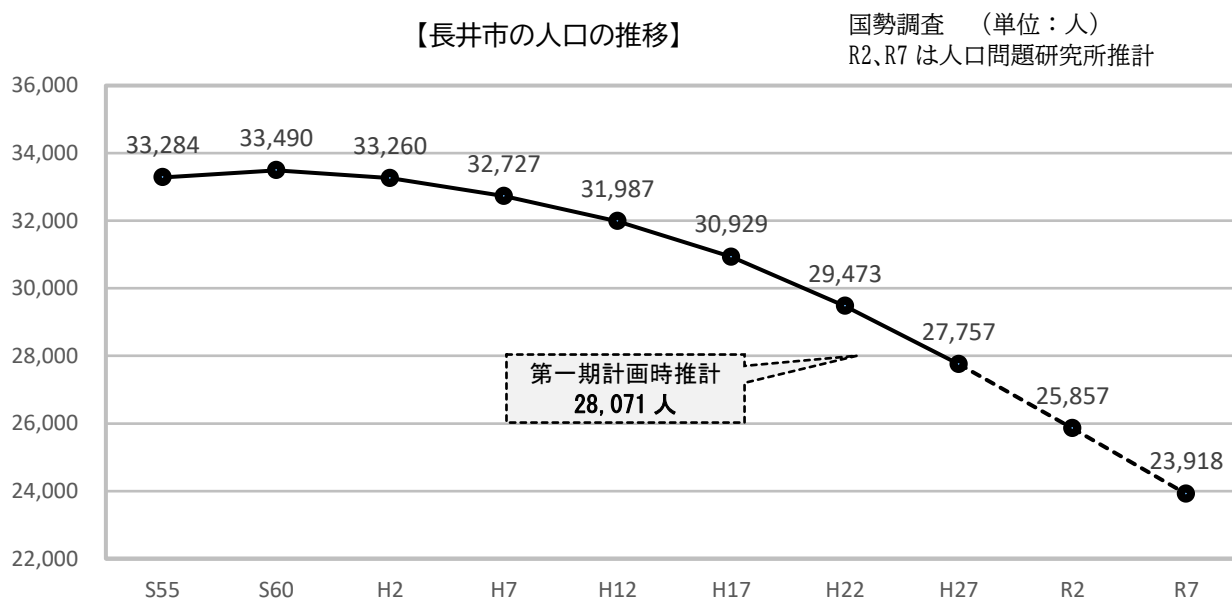
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

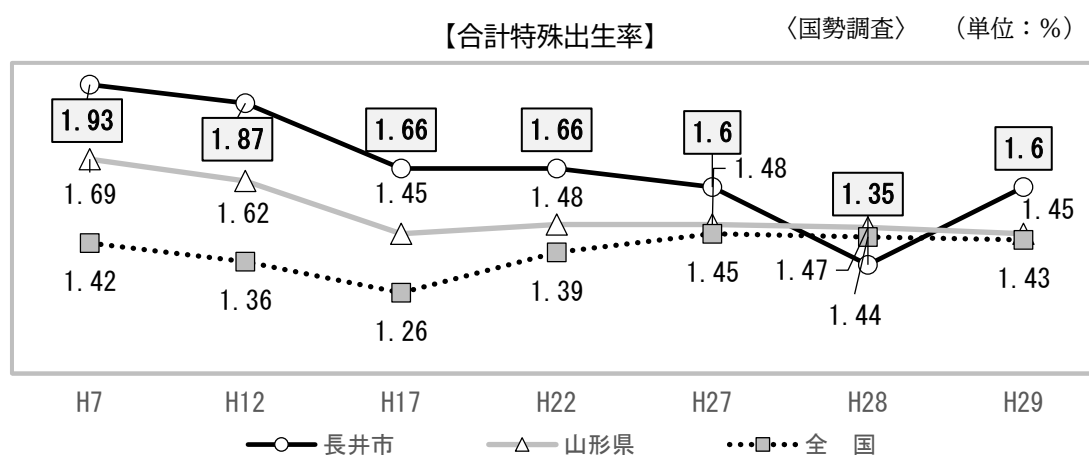
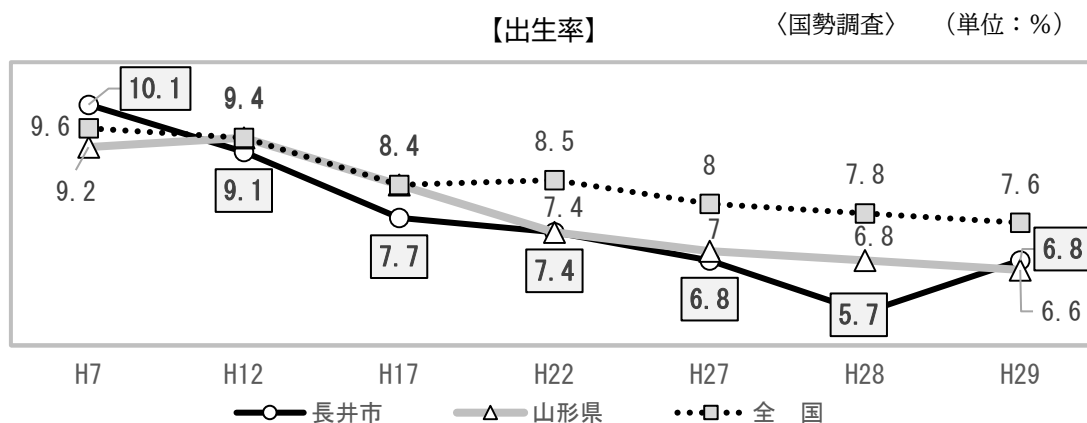
1 長井市の人口、世帯、婚姻、就業の動向

(1)人 口

長井市の人口については、平成 27 年度人口につき、第一期計画時の推計 28,071 人に対し、実際は 314 人減の 27,757 人となり、今後も大きく減少するという推計がなされています。年齢 3 区分別人口については、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少が顕著になってきています。

出生率、合計特殊出生率についても、平成 29 年に前年の数値から上昇したものの、全体的に下降傾向にあります。

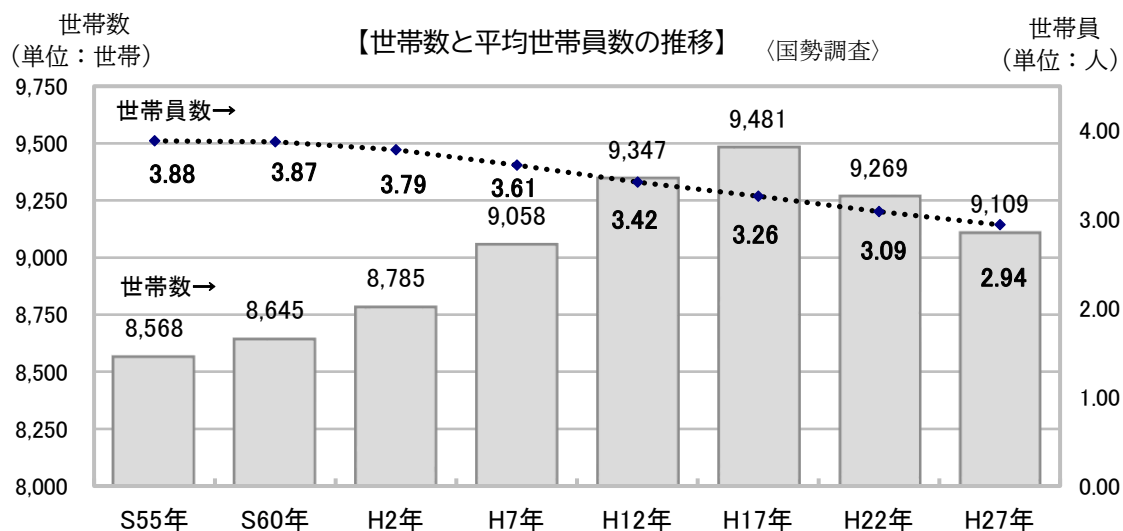




※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生に産む子どもの数。

(2)世帯数及び世帯人員

世帯員数は減少し世帯数は増加傾向となりましたが、平成17年をピークに、その後減少傾向に転じています。



(3)婚姻・離婚の動向

初婚年齢は、年々上昇傾向にあります。

また、母子家庭数については、ほぼ横ばいで推移しています。

【年次別初婚年齢推移】

(単位:歳)

	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
全 国 (夫)	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1
全 国 (妻)	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4
山形県 (夫)	28.0	28.6	28.7	29.0	29.3	29.9	30.6
山形県 (妻)	25.4	25.9	26.2	26.6	27.3	28.1	28.8

【長井市の父子、母子、寡婦家庭世帯の推移】(各年 8 月 1 日現在)

(単位:世帯)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
母子家庭世帯数	322	322	325	315	324	312
(うち若年母子)	(76)	(90)	(85)	(73)	(73)	(63)
寡婦家庭世帯数	229	237	225	223	233	233
父子家庭世帯数	63	59	52	49	43	54

母子世帯：配偶者のない女子で、現に 20 歳未満の児童を養育している世帯。

若年母子世帯：母親が 35 歳未満の母子家庭。

寡婦世帯：配偶者のいない女子で 20 歳未満の児童を扶養していた 65 歳未満家庭。

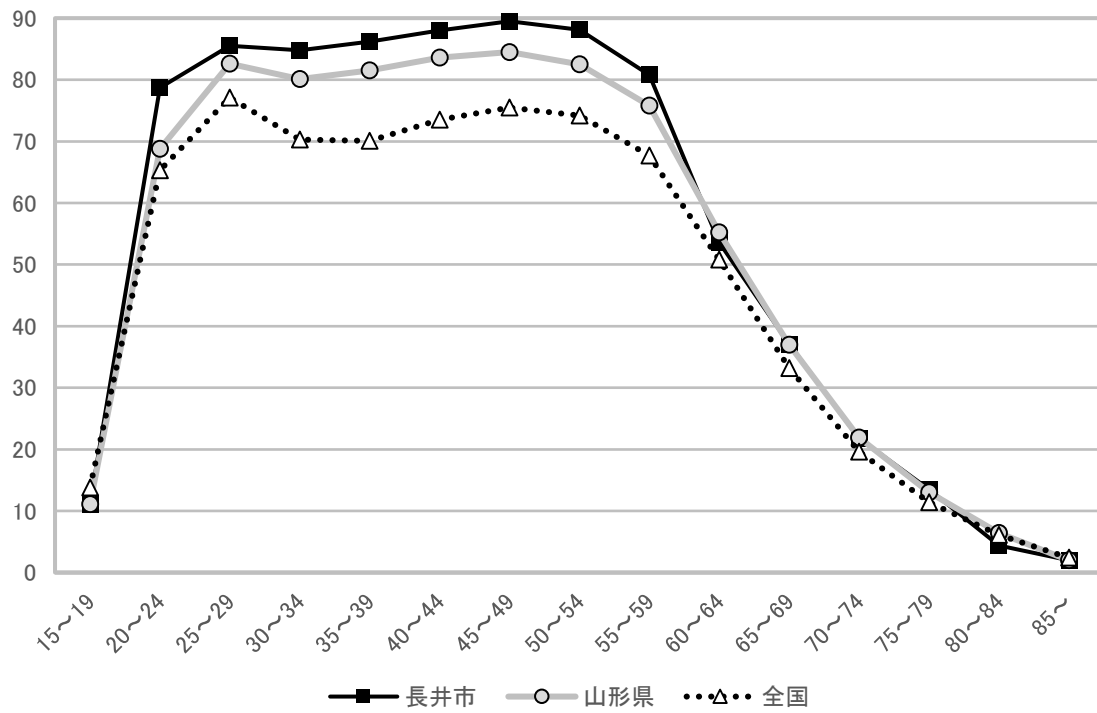
(4)就業の状況について

本市の女性の就業率、共働き率共に、山形県、全国の数値よりも高くなっています。

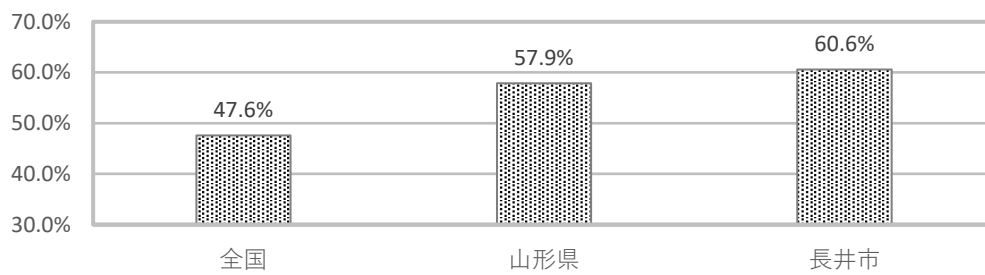
山形県の女性の就業率及び共働き率は、全国でも高く、これを上回る数値の本市の女性の就業率、共働き率は、全国でもトップクラスと言えます。

結婚や出産等で一時職を離れ、また復職するいわゆる「M字曲線」も国や県のグラフほど極端には見受けられず、若年期から中高年期まで、切れ目なく就労している状況がうかがわれます。

【女性の年齢別就業率】 〈H27国勢調査〉 (単位：%)



【共働き率】 〈H27 国勢調査〉 (単位：%)

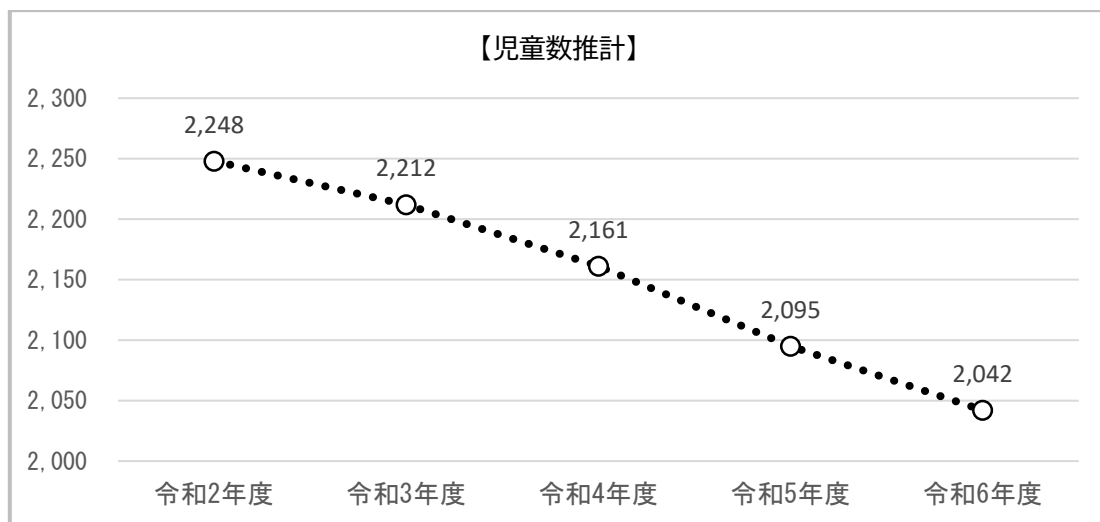


(5) 児童人口の推計

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」による令和 2 年の長井市推計人口及び過去 2 回の国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）結果を利用し推計しました。

（単位：人）

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	172	167	163	158	154
1 歳	170	170	167	160	159
2 歳	183	170	168	166	157
3 歳	177	180	171	166	165
4 歳	189	177	178	171	164
5 歳	181	187	176	175	171
0 - 5 歳計	1,072	1,051	1,023	996	970
6 歳	191	182	185	176	172
7 歳	189	188	183	184	175
8 歳	195	187	185	184	182
9 歳	201	194	185	181	185
10 歳	206	204	193	183	178
11 歳	194	206	207	191	180
6 - 11 歳計	1,176	1,161	1,138	1,099	1,072
合計	2,248	2,212	2,161	2,095	2,042



2 子育て環境の現状

(1)教育・保育施設

長井市には、平成31年4月1日現在、認可保育所5園（私立）、認定こども園2園（私立）、事業所内保育事業所1園（私立）、家庭的保育事業所1園（私立）、児童センター5園（公立）があります。

保育所、認定こども園等の2・3号認定は増加傾向にある一方で、中央地区以外にある児童センターの入所状況は減少しています。（1・2・3号認定については、P49前参照）

①入所状況の推移（4月1日現在）（単位：人）

施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
はなぞの保育園	120	130	128	134	124	123
白ゆり保育園	89	88	92	89	92	99
白山保育園	110	114	114	120	120	128
星の子保育園	27	22	27	27	27	32
おひさま保育園	48	—	33	37	32	32
市外委託	—	11	3	3	3	7
合計	394	365	397	410	398	421

※平成28年度より認可外保育施設あおぞら保育園が、おひさま保育園として認可保育所へ移行。

②幼稚園の入所状況の推移（4月1日現在）（単位：人）

施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
小桜幼稚園	120	109	101	87	—	—

※小桜幼稚園は、平成30年4月から認定こども園に移行。

③認定こども園の入所状況の推移（4月1日現在）（単位：人）

施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園 長井めぐみ幼稚園	1号認定	51	54	49	41	34
	2・3号認定	79	48	63	69	75
認定こども園 小桜幼稚園	1号認定	60	—	—	—	69
	2・3号認定	20	—	—	—	8
市外委託	1号認定	—	—	0	3	3
	2・3号認定	—	—	7	9	7
合計	1号認定	111	54	49	44	106
	2・3号認定	99	48	70	78	90

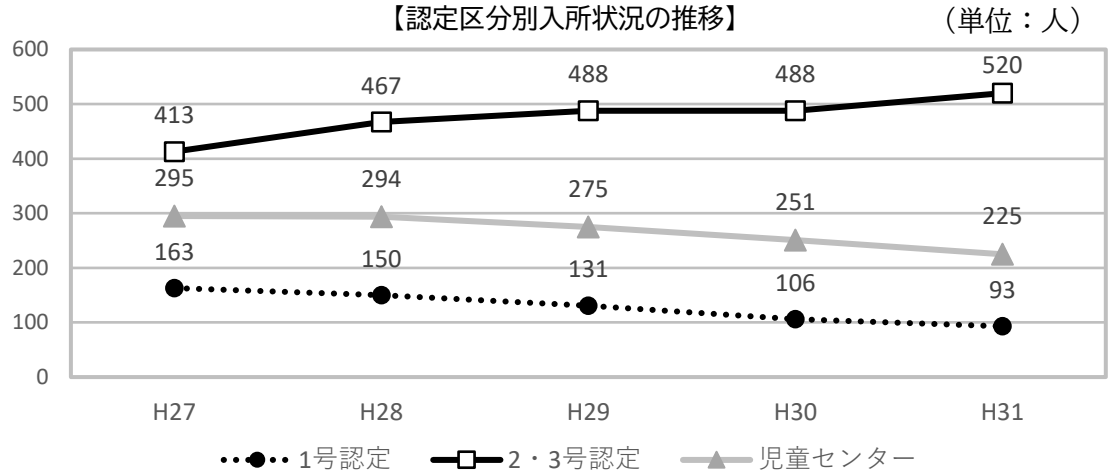
④地域型保育事業の入所状況の推移（4月1日現在）（単位：人）

施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
【事業所内保育事業】ベビーホーム杏	25	12	13	10	15	14
【家庭的保育事業】家庭的保育ルームひよっこ	5	—	—	—	—	5
市 外 委 託	—	3	7	4	3	0
合 計	30	15	20	14	18	19

※平成30年9月より家庭的保育事業開始。

⑤児童センターの利用状況の推移（4月1日現在）（単位：人）

施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
致芳児童センター	130	73	62	61	62	53
西根児童センター	100	60	60	49	44	43
平野児童センター	100	59	71	70	57	41
豊田児童センター	100	74	75	73	63	65
伊佐沢児童センター	50	29	26	22	25	23
合 計	480	295	294	275	251	225



⑥平成31年度年齢別入所状況（4月1日現在）（単位：人）

	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計
認可保育所	44	169	64	144	421
認定こども園	1号	—	31	62	93
	2・3号	12	24	42	99
地域型保育事業	3	16	—	—	19
児童センター	—	35	53	137	225
合 計	59	244	169	385	857

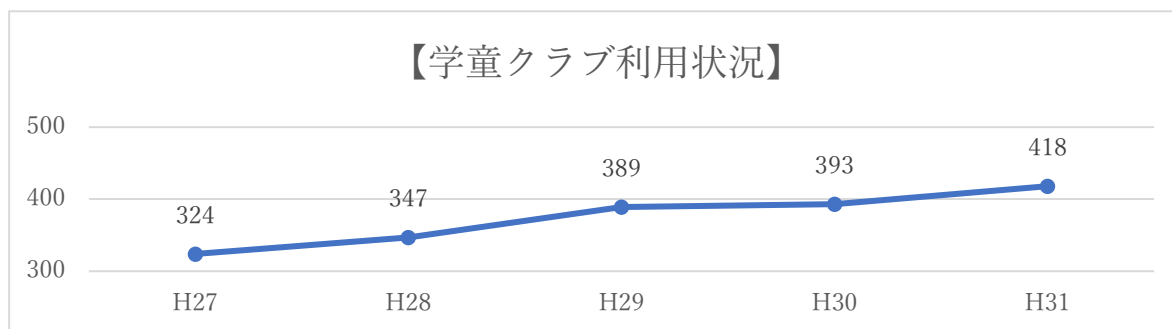
(2)学童クラブ

長井市の学童クラブは、平成 31 年 4 月 1 日現在、公立公営 2 施設、公立民営 7 施設、民立民営 2 施設となっており、利用児童は年々増加傾向にあります。

①施設の利用状況の推移（5 月 1 日現在）（単位：人）

施設名		H27	H28	H29	H30	H31
中央学童クラブ	南	50	58	61	67	69
	北(月)	34	33	36	35	35
	北(星)	35	31	33	32	31
	北(空)	32	32	35	33	30
致芳児童クラブ		30	32	38	37	43
西根学童クラブ		20	27	35	36	35
平野学童クラブ		35	39	50	51	52
豊田学童クラブ		32	47	56	56	63
伊佐沢学童クラブ		10	15	16	19	24
めぐみ学童クラブ		25	33	29	26	32
うえるキッズ		21	—	—	—	—
あやめ学童クラブ		—	0	0	1	4
合計		324	347	389	393	418

※うえるキッズ（民間学童）は、平成 27 年度まで開所。



②平成 31 年度学童クラブ利用状況（5 月 1 日現在）（単位：人）

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
利用児童数	121	100	105	68	16	10	418
【参考】 小学生児童数	206	227	194	200	227	199	1,253

(3)長井市子育て支援センター(まごーれ)

プレールームの開放、子育てサークル等の育成・支援、子育てに関する相談・指導、保育所との情報交換等の事業を行っています。

児童センターでの2歳児受入れ開始等により、いったん減少傾向にあったものの、市外利用者受入れの定着に伴い微増傾向にあります。

利用状況

(単位：人、件)

利 用 数		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
来 所 数	乳幼児	4,809	4,375	3,968	3,861	3,978
	保護者	4,327	3,896	3,714	3,689	3,593
相談数	基本的生活習慣	184	157	188	180	101
	発達・発育	205	242	216	193	63
	育児・生活環境	147	120	137	139	26

(4)ファミリー・サポート・センター事業

登録会員数は増加傾向にありますが、保育所等利用児童が増加したことに伴い、活動回数は減少しています。

(単位：人、回)

利 用 数		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
登録会員数 (年度末)	利用会員	281	251	283	307	324
	協力会員	14	15	15	16	14
	両方会員	1	0	0	0	0
	合計	296	266	298	323	338
活動回数		74	70	23	27	19

3 ニーズ調査の実施について

(1) 調査の目的

「長井市第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援に関する状況や今後の利用希望などの意向を把握し、基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の対象と調査方法

調査対象：長井市内の未就学児童の保護者、および小学校児童の保護者。

(3) 調査方法

未就学児童：市内の施設利用児については施設を通じて配布・回収、保育施設未利用者は郵送による配布・回収

小学生児童：学校を通じた配布・回収

(4) 調査期間

平成 30 年 12 月 6 日（木）～平成 30 年 12 月 19 日（水）

(5) 回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	897 票	606 票	67.6%
小学生児童	969 票	707 票	73.0%

ニーズ調査結果概要

(6) ニーズ調査結果の概要

① 子どもをみてもらえる親族・知人の状況について

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童で 46.9%、小学生児童で 56.7%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童で 54.6%、小学生児童で 43.8%となっており、5割前後の家庭で、祖父母等に子どもをみてもらえる状況がみられます。

一方で、周囲の援助が得られない子育て環境にある（子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答）家庭が、就学前児童で 5.1%、小学生児童で 4.0%です。

② 子育て相談について

相談する人が「いる」割合が就学前児童・小学生児童ともに 90%を超えており、「いない」割合が就学前児童で 2.5%、小学生児童で 6.2%となっています。

子育ての不安や悩みの相談相手（相談先）として、就学前児童・小学生児童ともに、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が大部分を占めており、そのほか「保育所等の保育士」や「学校の先生」等、日頃関わっている施設の職員が相談先となっており、一方、「自治体の子育て関連担当窓口」の割合は 1~2%です。

③ 母親の就労状況および就労希望について

母親の就労について、就学前児童で 86.6%、小学生児童で 90.1%が就労しており、家を出る時刻は「8時」、帰宅時刻は「18時」がもっとも多くなっています。

現在、パート・アルバイト等で就労している母親における今後の就労希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」がもっとも高い一方で、フルタイムへの転換希望も、就学前児童、小学生児童ともに 4割を超えています。また、現在就労していない母親においても就労希望が高い結果です。

■保護者の就労状況の比較

設 問	就学前児童保護者	小学生児童保護者
父親の就労状況	フルタイム：88.8 % パート・アルバイト等：0.5 % 未就労：0.5 %	フルタイム：87.7 % パート・アルバイト等：0.1 % 未就労：0.6 %
母親の就労状況	フルタイム：70.3 % パート・アルバイト等：16.3 % 未就労：12.4 %	フルタイム：72.4 % パート・アルバイト等：17.7 % 未就労：7.7 %

ニーズ調査結果概要

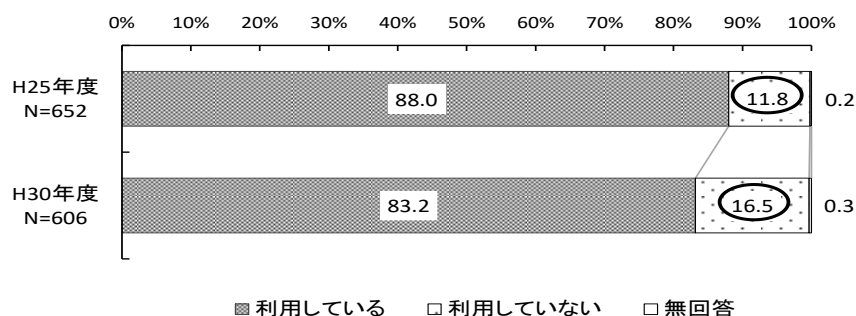
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・希望について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、定期的な教育・保育の事業を「利用している」が8割以上となっています。利用している事業及び現在の利用状況にかかわらず定期的に利用したい事業はともに、「認可保育園」がもっとも高く、次いで「児童センター」、「認定こども園」となっています。

⑤ 教育・保育事業を利用していない理由について

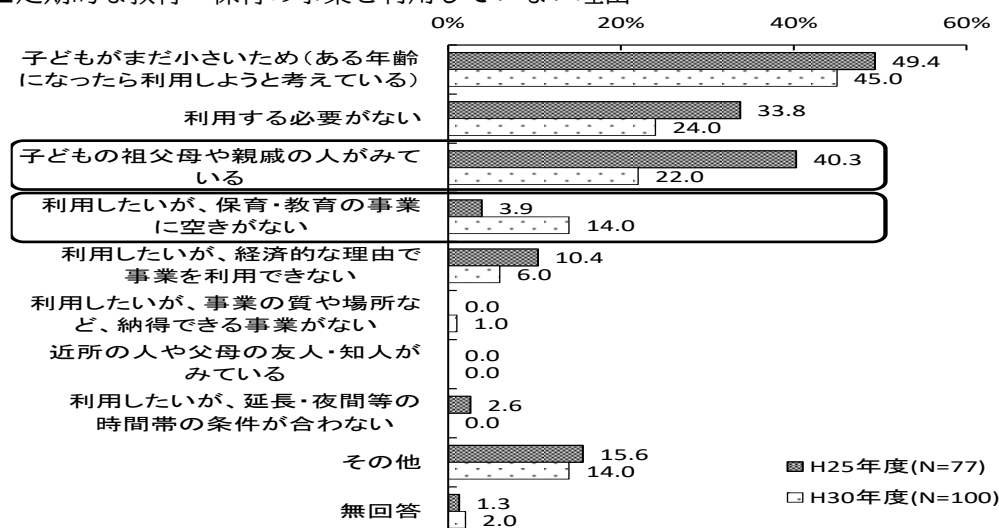
平日の定期的な教育・保育事業を「利用していない」家庭は16.5%で、前回調査（平成25年度調査時11.8%）に比べて上昇しています。

■ 定期的な教育・保育の事業の利用状況



利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が45.0%と最も高い一方、「保育・教育の事業に空きがない」は前回調査（平成25年度調査時3.9%）に比べて10.1ポイント上昇しており、潜在的な待機児童が上昇している状況がみられます。「子どもの祖父母や親戚の人がみている」は22.0%で、前回調査（平成25年度調査時40.3%）に比べて大幅に低下しています。

■ 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由



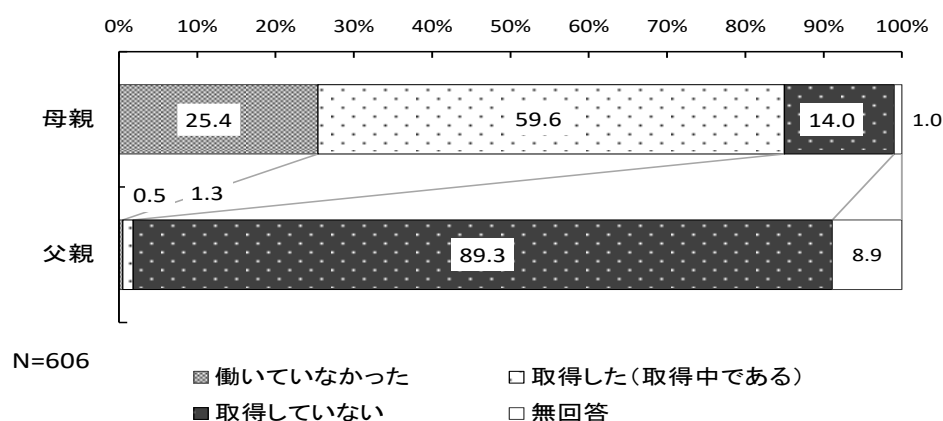
二一ズ調査結果概要

教育・保育事業を利用していない理由を「子どもがまだ小さいため」と回答した人に、子どもが何歳になったら利用したいかを尋ねたところ、「1歳」が37.8%、「3歳」が28.9%、「2歳」が20.0%となっており、低年齢のうちからの利用希望が高くなっています。

⑥ 育児休業制度の利用状況について

育児休業の取得状況では、母親では「取得した（取得中である）」が59.6%と前回調査（平成25年度調査時44.5%）に比べ上昇している一方、父親では「取得していない」の割合が最も高く、前回調査（平成25年度調査時83.6%）と比較しても大きな変化は見られません。

■ 育児休業の取得状況



⑦ 子育て支援事業について

子育て支援事業の認知状況は、「パパママ教室、離乳食教室等」「子育て支援センター」「子育て支援ガイドブック」「やまがた子育て応援パスポート」で80%以上となっていますが、「家庭教育に関する講座」「ペアレント・プログラム」「子育てコンシェルジュ」「子育てでつながる家いろは」は3割に満たない状況となっています。

■ 子育て支援サービスの周知状況・利用状況・利用意向

設 問	就学前児童保護者
周知状況 (上位3位)	やまがた子育て応援パスポート：90.8 %
	パパママ教室、離乳食教室、祖父母教室：90.4 %
	子育て支援センター（まぎ〜れ）：90.4 %
利用状況 (上位3位)	やまがた子育て応援パスポート：84.2 %
	パパママ教室、離乳食教室、祖父母教室：61.1 %
	子育て支援センター（まぎ〜れ）：48.5 %
利用意向 (上位3位)	やまがた子育て応援パスポート：81.4 %
	子育て支援ガイドブック：53.8 %
	すくすく子育て応援アプリ：42.7 %

ニーズ調査結果概要

⑧ 子育てに影響すると思われる環境について

子育てにもっとも影響すると思われる環境では、「家庭」が95.8%と9割を超えて最も多く、次いで「保育園」が44.2%、「児童センター」が25.6%、「地域」が22.8%となっています。

⑨ 小学校児童の放課後の過ごし方について

小学校低学年のうちに希望する放課後を過ごす場所について、前回調査(平成25年度)と比べると、就学前児童、小学生児童ともに学童クラブの希望が増加しています。小学校高学年の時に希望する放課後を過ごす場所についても、前回調査と比べると学童クラブの希望が増加しています。また、学童クラブを「利用している」割合は約3割で、未利用者のうち約1割が今後利用したいと回答しています。

■学童クラブの利用希望

	就学前児童保護者		小学生児童保護者	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
小学校低学年	44.4%	65.9%	30.9%	41.2%
小学校高学年	14.5%	29.5%	14.3%(※)	20.8%

※小学生児童の調査において、小学校高学年の時に希望する放課後の過ごし方の選択肢が平成25年度と30年度の調査では若干異なる。

⑩ 長井市の子育て環境への満足度および期待する子育て支援について

市の子育て環境や支援に対する満足度は、「3」が就学前児童、小学生児童ともにもっとも高くなっています。一方、“満足度が低い”割合は、就学前児童、小学生児童で4割前後となっています。

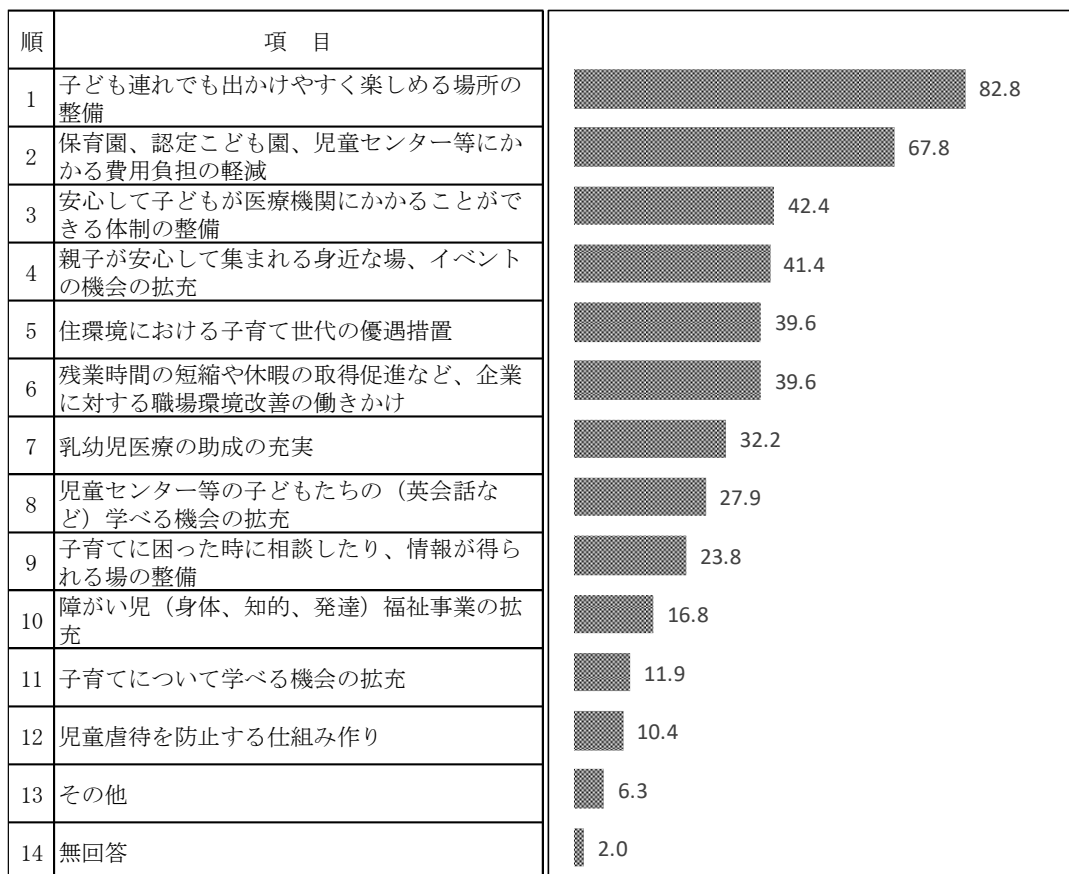
■地域での子育ての環境や支援への満足度

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
1 (満足度が低い)	12.4 %	11.2 %
2	26.7 %	32.2 %
3	37.1 %	41.0 %
4	9.1 %	8.8 %
5 (満足度が高い)	2.3 %	1.8 %
無回答	12.4 %	5.0 %
合計	100.0 %	100.0 %

ニーズ調査結果概要

長井市に期待する子育て支援については、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が最も高く、次いで「保育園等にかかる費用負担の軽減」、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の拡充」となっています。

■長井市に期待する子育て支援（未就学児、複数回答、%）



4 第一期計画の振り返り（評価）

第一期長井市子ども・子育て支援事業計画では、4つの基本目標を掲げ、この基本目標の達成に向けた施策の展開を行ってきました。

その4つの基本目標ごとに、各施策の所管課において「◎：よくできている」「○：できている」「△：あまりできていない」「×：できていない」の4区分で評価を行いました。

基本目標1 子育て世代等の経済的負担の軽減

	◎ よくできている	○ できている	△ あまりできていない	× できていない
件数	9	8	0	0

【主な取り組み】

- 特定不妊治療費及び不育症治療費の助成、妊婦健康診査費用の助成拡充や妊婦歯科健康診査費用助成の開始により、妊娠前から妊娠期における経済的負担の軽減に取り組みました。
- 保育料について、国基準の保育料に対し、平成27年度時点で23%引き下げを行いました。
- 認可外保育施設に入所している多子世帯の保育料を軽減するとともに、市独自で第1子からの補助に取り組みました。多子世帯における保育料等の負担軽減、低所得及び多子世帯の学童クラブ利用料の負担軽減に取り組みました。
- 学童クラブ利用の低所得世帯に対し、平成28年度より補助額を増額するとともに、多子世帯への補助を開始しました。
- 令和元年10月より、ひとり親家庭への家賃助成事業を開始しました。

基本目標2 安心して子育てができる環境の整備

	◎ よくできている	○ できている	△ あまりできていない	× できていない
件数	6	8	0	0

【主な取り組み】

- 「子育て世代包括支援センター すまいるーむ」の開設と母子保健コーディネーターの配置、及び保育所等の入所に関する相談窓口である子育てコンシェルジュの配置により、全ての妊産婦や子育て家庭に寄り添った、切れ目のない支援を行い、子育ての世代の不安軽減に取り組みました。

- 新たに、母乳・育児相談を開始しました。実施形態を来所型から訪問型・助産院通所型相談に変更し、利便性の向上に取り組みました。
- 病児保育施設の開設により、働きながら子育てができる環境整備に取り組みました。また、インフルエンザ罹患者の受入れや予約時間の前倒しなど、利用者の利便性を図るための運営改善に取り組みました。
- 平成 28 年度以降、認可外保育施設 1 施設が認可保育所へ移行、家庭的保育事業 1 施設が新たに開所、幼稚園 1 施設が認定こども園へ移行しました。また平成 31 年度には、認可保育所 3 施設の整備に伴い合計 65 人受入枠を拡大しました。
- 新たな子育て支援センターの開所に伴い支援センターが 2 施設となり、利用者がニーズに合った支援を受けることができる環境の整備に取り組みました。
- 市内全学童クラブにおいて平日の開所時間を午後 7 時まで延长了ました。また、平成 27 年度以降学童クラブ 3 施設を整備し、1 施設が小学校内に移転しました。

基本目標3 子どもが健やかに育つ環境の整備

	◎ よくできている	○ できている	△ あまりできていない	× できていない
件数	6	11	0	0

【主な取り組み】

- 市内の子育て関係課等と情報共有や連携を強化し、質の高い子育て環境を目指した子育てワンストップサービス事業に取り組みました。
- 家庭児童相談員を 2 名体制に整備し、よりきめ細かな相談支援に取り組みました。
- 臨床心理士等による保育所等や学童クラブの巡回を実施し、保育士や学童支援員に対して、困難な課題を抱える児童へのかかわり方をアドバイスし適切な支援につなげました。
- ペアレント・プログラムを実施し、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにできるよう支援しました。
- 幼稚園・保育所・小学校との連携を推進するため、幼保小等連携専門員の配置を行いました。
- 臨床心理士による子育て支援相談、言語聴覚士によることばの相談の実施により、子どもの成長や言葉の発達に関する悩みを持つ保護者が、気軽に相談できる体制の整備に取り組みました。
- 児童発達支援事業所であるすみれ学園について、開所日数及び開所時間を拡充するとともに、通所児童増加に伴い旧保育施設へ場所を移設し、早くからの療育が望まれる障がい児に対し、適切な指導・訓練を行うことができる環境整備に取り組みました。

基本目標4 地域で子育てを支える環境の整備

	◎ よくできている	○ できている	△ あまりできていない	× できていない
件数	0	8	0	0

【主な取り組み】

- 5つの小学校区で、学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施するとともに、市内全小学校区で、従来の土曜らんどに加え、平日開催の放課後子ども教室を実施し、地域の指導者が中心となり、小学校児童に対する体験活動の機会の提供に取り組みました。
- 子育て世代への情報発信として、子育て支援ガイドブックを発行しました。また、新たな取り組みとして、子育て情報に特化したラジオ放送番組「すくすく子育て応援ラジオ」の放送と、子育て支援アプリ「すくすく子育て応援アプリ」の配信を開始しました。
- 1歳6か月健診の際、保育士による絵本の読み聞かせと絵本の配布を行う、ブックスタートプラス事業を開始し、親子の触れ合いの場の提供と読み聞かせの定着に取り組みました。
- 平成30年度より、ラジオ番組を「すくすく子育て応援ラジオ+（プラス）」にバージョンアップし、読み聞かせ絵本の紹介と子育て支援センターを中心としたイベント情報の紹介を開始し、読み聞かせの定着と子育て世代への情報発信の強化に取り組みました。

5 子ども・子育てを取り巻く課題

長井市の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果、第一期子ども・子育て支援事業計画の評価を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境

若年出産や高齢出産等の支援を必要とする妊婦が増加している事に加えて、核家族化が進み妊婦及びその家庭への支援がこれまで以上に必要となっています。ニーズ調査の結果では、気軽に相談できる人がいない保護者はわずかで、子育ての不安や悩みの相談先として、子育て支援センターや自治体の担当窓口の割合は低く、子育てにおける悩み等を抱え込まないよう、相談先を広く知ってもらうよう周知を図る必要があります。

子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、気軽に相談できる窓口のPRや子育てに関する情報発信を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していくことで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが必要です。

2 幼児教育・保育、学校教育の充実

ニーズ調査結果を見ると、5年前と比べ母親のフルタイム就労が増加しており、低年齢のうちから教育・保育事業を利用したいという希望も高くなっていますし、今後特に低年齢児の保育ニーズが増えることが見込まれます。また、保護者の就労形態も多様化していることから、多様な保育サービスの充実が必要となっています。合わせて、職員の資質向上や人材確保に取り組み、市全体の教育・保育の質を向上させる必要があります。

一方で未就学児が減少傾向にある中で、公立施設と私立施設を含めた、教育・保育施設の在り方について検討していく必要があります。

また、共働き家庭の増加等により学童クラブの利用者も増加しており、ニーズ調査結果からも、学童クラブの利用希望はますます増加するものと考えられます。長井市ではこれまで、計画的に学童クラブを整備し、利用者増に対応してきたものの、子ども達が伸び伸びと過ごすためのスペースや設備の十分な確保に苦慮する状況も発生しています。子ども達が放課後を安心、安全に過ごすために、放課後の子どもの居場所づくりを、学童クラブも含め地域全体で総合的に推進していく必要があります。

子ども達が豊かな個性を伸ばし、健やかに成長していく大事な時期である幼児期から学童期において、保育所、認定こども園、児童センターと学校間の連携を密にし、幼保小・小中学校における学びの連続性が大事になってきます。幼児期から取り組んでいる読み聞かせ等の事業を継続し、更なる語彙力の向上・聞く力の向上を図ることはもちろんのこと、障がいを持つ子どもや特に支援が必要な子どもへの適切な支援を行うための情報提供、引継ぎを関係課間で密に連携していきます。

3 困難な課題を有する子ども・世帯への支援

障がいのある子どもや、発達障がい等特別な支援が必要と考えられる子どもの割合は年々増加傾向にあり、個々の発達段階に応じたきめ細やかな対応が望まれています。また、そのような子どもに関しては、早期発見・早期の適切な養育が重要であるとされる中、子ども自身だけでなく、養育する保護者等の支援も必要です。

今後は、子どもの特性を考慮し、医療・保健・教育の関係機関とより一層の連携を図り、切れ目ない支援、きめ細かな相談体制等の充実と、障がいのある子どもとその家庭の日常生活の支援に努めるとともに、社会生活に必要な生活習慣などを確立していく必要があります。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、子育て世代を取り巻く、社会環境、家庭環境等が著しく多様化、複雑化し、子どもの養育に対する親の悩みが深刻化しています。長井市でも児童虐待に関する相談が多種多様化しており、その児童虐待の相談の内容によっては、ケース検討会（支援会議）等を開催するなど、今後も継続的に関係機関の連携を強化することが重要となります。

全国的にひとり親世帯の増加と子どもの貧困が問題となる中、長井市の実態を把握するとともに、ひとり親世帯、貧困家庭への支援を強化する必要があります。

4 地域における子育て支援

ニーズ調査結果において、子育てに対し「地域」が大きく影響すると考える保護者の割合は高く、子育てを地域で行っていくことの重要性がうかがえます。また、子どもを巻き込んだ事故や犯罪の発生により、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備することが求められます。

育児休業の取得状況では、5年前に比べ母親の育児休業を取得した割合は増加していますが、父親の取得状況は依然低い状態です。長井市では共働き率は高いものの、母親の子育てに関する負担が大きい状況も見られます。父親母親ともに、働きながら安心して子どもを生み育てることできるよう、今後も企業等の協力を含め、周囲の意識改善や仕事と子育てが両立できる環境づくりが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念(第二期計画)

基本理念

安心して子どもを産み育て、 子どもが健やかに成長できるまち

少子化や核家族化などの社会環境の変化により、世代間交流や地域における人間関係の希薄化など、子育てにかかわる環境が著しく変化しています。また、共働き家庭の増加、就労形態の多様化などに伴い、子育てに対する経済的・精神的負担感が増え、保育サービスや子育て支援に関するニーズが増加・多様化する傾向にあります。

子どもの健やかな成長のため、子どもの最善の利益を尊重し、家庭を原点に地域や事業所、保健・医療・福祉・教育など各分野が連携して社会全体で子どもの育ちを支え、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

以上、第二期計画の基本理念は、第一期計画を継承することとします。

2 基本的な視点

基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」、「地域・社会」のそれぞれにおける視点をもとに施策の展開を図ります。

(1)子どもの視点

子どもは、社会の宝、未来を担う力です。そのためにも、子どもは、家族の深い愛情に満たされながら養育され、自らもその家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが大切です。

すべての子どもが健やかに成長するためには、幼児期や就学期などそれぞれ成長段階に応じた良質な保育・教育及び適切な子育て支援が重要です。子どもや子育て家庭の置かれた状況や子どもの発達段階に応じた適切な関わりを持ち、家庭、保育・教育施設、行政、関係機関などが連携し「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みが必要です。

(2)親の育ちを支える視点

子育て支援は、父母・その他の保護者が子育てについて責任を果たすことを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育ての喜びや楽しさを感じながら、子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現するために一人ひとりを支援することです。

安心して子どもを産み育てることができるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ、妊娠期から切れ目ない支援を行うことで、親としての自覚と責任、そして子育て力を高める必要があります。

(3)すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭や子どもの状況は核家族化や母子・父子・ひとり親など非常に多岐にわたり、多種多様なニーズを持っています。広く全ての子どもと家庭への支援を行うにあたり、児童虐待や子どもの貧困の増加等、子どもの抱える背景が多様化する中、特に配慮を要する子どもや家庭へきめ細かい支援を行い、適切に対応できるよう、関係機関との連携を強めながら、社会的養護体制の充実、経済的支援による負担軽減をすることが必要です。

(4)地域社会での支援の視点

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。

子どもと親を孤立させず、地域の実情を踏まえ、行政のみならず、企業や地域住民などの様々な担い手と協働し、子どもや子育てを見守り社会全体で子ども・子育てへの支援を推進することが必要です。

地域全体で見守り・応援・連携が行える体制を整え、コミュニティセンター等を活用しながら安心・安全に子育てができる環境づくりが必要です。

3 基本目標

基本理念に基づき、基本的な視点に立って、以下のような4つの基本目標を設定しました。

基本目標 1 安心して産み育てられる環境づくり

幼児期は生涯にわたる人格形成が培われるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。身近にいる家族や大人の深い愛情に満たされながら、健やかに成長していくために、子育ての最初の一步となる妊娠期からの切れ目のない支援体制を充実するとともに、親も安定した気持ちを持ちながら共に成長できるよう、施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進、地域における子育て支援サービスの充実を図り、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

基本目標 2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

すべての子ども達が必要な保育や教育を受け、伸び伸びと育つことができるよう、幼・保・小・中の連携のもとに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ります。

子ども達が自分自身で生きる力を身に着け、健やかに成長できるよう、学校教育環境の充実や放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の提供を通じて、次世代を担う子ども達の教育や育成支援の充実を図ります。

基本目標 3 子育てに安心とゆとりをもてる支援

子育て世代への経済的支援、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援を充実させるとともに、子どもの権利擁護や児童虐待対策に関する体制の整備・充実、子どもの貧困対策、子育て家庭への相談・支援の充実を図り、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実に努めます。

基本目標 4 地域で子育てを支えるまちづくり

地域の支え合いの意識が希薄化するなか、すべての家庭の子育てを地域全体として支えていくため、子どもの安全を見守る環境づくりを推進するとともに、市民・事業者・行政が連携し、子どもや親が孤立することのない子育て家庭を応援する地域づくり、仕事と子育ての両立できるワーク・ライフ・バランスの推進などにより、地域で子どもを見守り大切にするまちづくりを推進します。

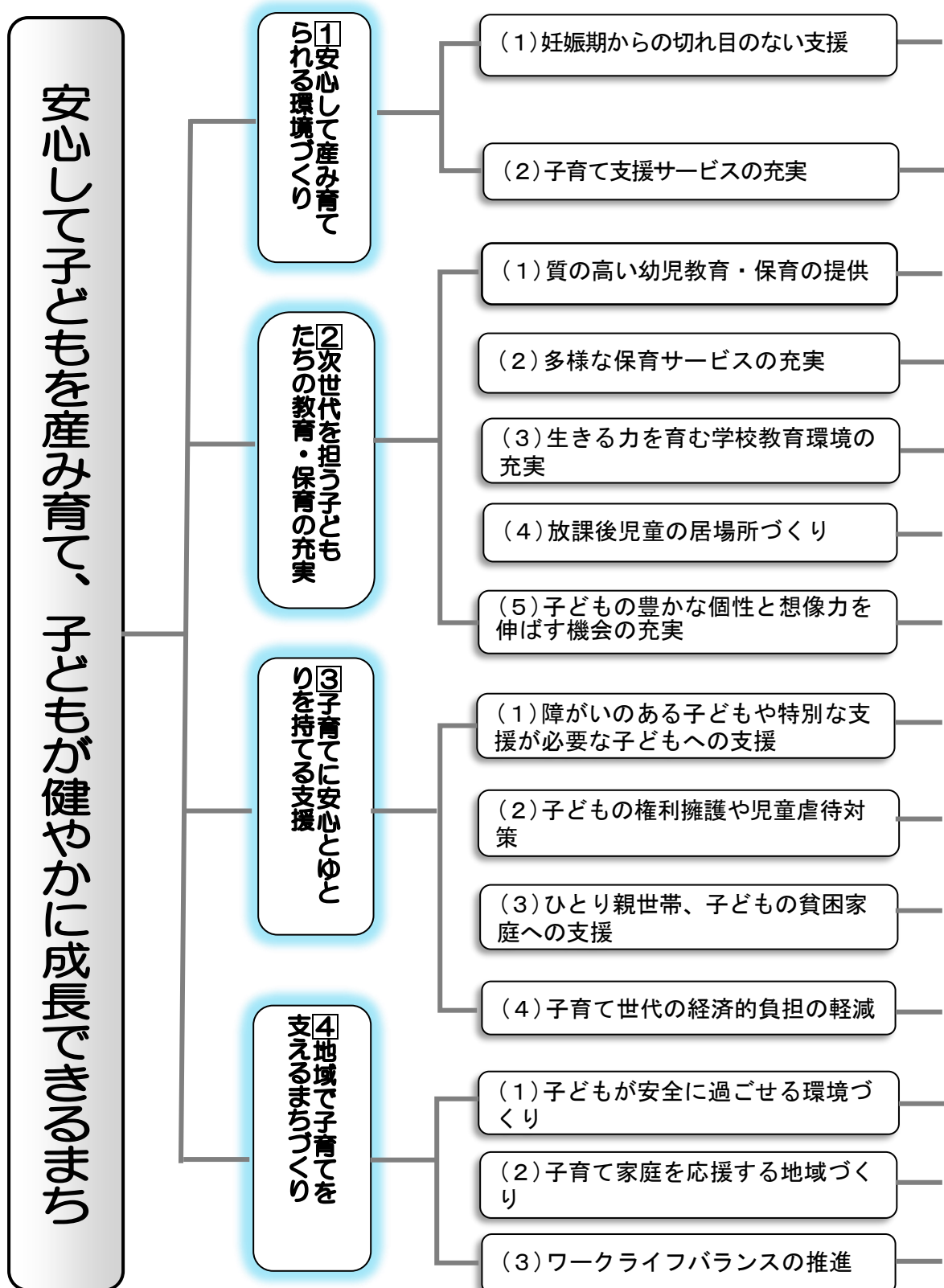
4 施策の体系

(1) 基本理念・基本目標・基本施策・各事業

基本理念

基本目標

基本施策



事業内容

○子育て世代包括支援センター ○特定不妊治療費助成事業 ○不育症治療費助成事業
○母子健康手帳の交付 ○妊婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○パパママ教室
○祖父母教室 ○未熟児養育事業 ○乳幼児家庭全戸訪問 ○母乳・育児相談 ○乳幼児健康診査
○予防接種の接種率向上と正しい知識の普及 ○子育て支援相談・ことばの相談 ○子育て
コンシェルジュの配置 ○就学時健診

○子育て支援センター事業 ○子育て支援ガイドブックの作成 ○子育て支援に関する情報発信
○すくすく子育て応援アプリ ○すくすく子育て応援ラジオ ○出生時育児用品贈呈事業

○私立保育所、認定こども園、地域型保育事業への支援 ○保育士確保対策 ○児童センターにおける
集団保育 ○保育計画の策定 ○児童センターの施設整備 ○幼保小の円滑な接続 ○保育士等の資質
向上 ○処遇改善を始めとする労働環境への配慮 ○児童センターへの給食提供 ○保育所等における
食育の推進

○一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○病児・病後児保育事業
○延長保育事業

○長井市教育振興計画

○放課後児童健全育成事業 ○学童クラブ支援員の資質向上 ○学童クラブの施設整備 ○学童
クラブの安全対策 ○放課後子ども教室 ○新・放課後子ども総合プランの推進

○ブックスタート事業 ○図書館におけるおはなし会、おたのしみ会の開催 ○国語力増進事業
○早寝・早起き・朝ごはん運動 ○生活リズム改善運動 ○運動促進普及啓発事業 ○公共複合
施設の活用

○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○重度心身障害（児）者医療給付事業 ○特別支援教
育就学奨励費補助 ○障がい児保育の推進 ○すみれ学園の設置運営 ○子育てサポート事業
○養護学校等への通学支援 ○特別支援教育の推進 ○医療的ケア児への支援 ○ペアレント・
プログラムの推進 ○サポート・ファイルの取組

○子どもの権利擁護 ○要保護児童対策地域協議会 ○児童虐待防止 ○家庭相談の充実 ○子
ども家庭総合支援拠点 ○子育て短期支援事業

○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療給付事業 ○ひとり親家賃補助事業 ○ひとり親家庭の自立
支援 ○母子・父子寡婦福祉資金貸付事業 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金
事業 ○母子生活支援施設入所 ○準要保護児童生徒就学援助 ○子ども食堂 ○学習支援

○子育て支援医療制度の充実 ○児童手当 ○保育料等の負担軽減 ○認可外保育施設保育料補
助 ○児童センター給食提供支援事業 ○学童クラブ利用料補助金 ○ファミリー・サポート・
センター料金補助

○児童公園の整備及び維持管理 ○通学路等安全点検事業 ○かもしかクラブ

○遊びのひろば ○遊び場としての居場所づくりの推進 ○地域ぐるみの子育て環境の充実
○青少年健全育成事業 ○民生委員・児童委員運営事業

○ワーク・ライフ・バランス施策の推進 ○企業に対する啓発活動 ○雇用環境の整備に関する
制度 ○イクボス宣言等による働きやすい職場づくりの推進

第4章

各種施策の推進

基本目標 1

安心して産み育てられる環境づくり

基本施策

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

- 核家族化等による子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、子育て世代地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していきます。
- 特定妊婦、要保護児童、要支援児童に係る情報については、関係機関と情報共有を行いながら、課題解決につなげます。
- 子育て環境の多様化から、産後うつリスクが高い産婦は今後増加することが予想されます。育児や子どもの発達に関する相談をしやすい環境づくりを行います。
- 子育てワンストップ会議を通じ、庁内の子育て関係課等と情報共有や連携を強化し、引き続き質の高い子育て環境を目指します。

	事業名	事業内容	担当課
①	子育て世代包括支援センター (母子健康包括支援センター)	妊産婦・乳幼児等の実情を把握します。妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。支援プランの策定、保健医療や福祉の関係機関との連絡調整を行います。	健康課
②	特定不妊治療費助成事業	特定医療機関において特定不妊治療を受けた人に対して、治療に要した費用から県の助成額を差し引いた額で 30 万円を限度に助成します。	健康課
③	不育症治療費助成事業	不育症(妊娠しても流産・死産を繰り返す)の検査及び治療に係る医療保険適用外の費用、又は医療保険適用のヘパリン治療に係る費用について 30 万円を限度に助成します。	健康課
④	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を実施し、交付時に母子相談を行います。	健康課
⑤	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査に係る費用を助成(上限有り)します。妊婦健康診査 14 回分、子宮頸がん検診、HTLV-1、性器クラミジア検査、超音波検査 4 回分の費用が対象となります。	健康課
⑥	妊婦歯科健康診査事業	妊婦歯科健康診査に係る費用を助成します。	健康課

※各事業につき、第 1 期計画策定以降の新規事業に【新規】、第 1 期計画策定時から実施していた事業を追加明記したものに【追記】と記載

	事業名	事業内容	担当課
⑦	パパママ教室 【追記】	妊娠期の不安解消と、父親と母親がともに協力して子育てを行うことができるよう、妊娠中の生活、親の役割・心構えなどを学ぶ機会を提供します。	健康課
⑧	祖父母教室 【追記】	父母世代と祖父母世代がお互いに育児についての理解を深め、世代間ギャップに悩むことがないよう、祖父母教室を開催します。	健康課
⑨	未熟児養育事業	入院養育が必要な未熟児や虚弱児に対して、必要な医療の給付や訪問を行います。	市民課 健康課
⑩	乳幼児家庭全戸訪問	生後4か月頃までの赤ちゃんがいる家庭に、保健師が訪問し、母子の健康状況の確認、育児の相談を行います。	健康課
⑪	母乳・育児相談	母乳や授乳、育児に不安をもつ保護者に対し、助産師が助言・指導を行います。	健康課
⑫	乳幼児健康診査	年齢に応じた健診を充実します。必要に応じて専門機関等の紹介、保健師による継続的な支援を行います。 ・3か月児健康診査 ・9か月児健康診査(むし歯予防指導) ・1歳6か月児健康診査(フッ化物歯面塗布) ・2歳児親子歯科健康診査(フッ化物歯面塗布) ・3歳児健康診査	健康課
⑬	予防接種の接種率向上と正しい知識の普及	乳児訪問、乳幼児健診時に保健師により接種状況の把握と勧奨を丁寧に行うとともに、子どもと予防接種の正しい知識について、周知を図ります。	健康課
⑭	子育て支援相談・ことばの相談	育児や発達に関する悩みを解消するために、臨床心理士による相談を行います。また、ことばの発達の遅れが心配される幼児とその保護者に対し、言語聴覚士が専門的な助言・指導を行います。	健康課
⑮	子育てコンシェルジュの配置	子どもの預け先について、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整を行い、円滑な利用ができるよう支援します。	子育て推進課
⑯	就学時健診	就学時健診を充実します。	学校教育課

基本施策 (2)子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センターの充実を図り、身近なところで相談しやすい環境を作ります。
- 子育てに関する情報を分かりやすく確実に子育て世代に伝えるため、様々な媒体を活用して、定期的に情報提供を行います。
- 出生時育児用品贈呈事業については、よりよいギフトになるよう内容等の見直しを図りながら運用していきます。

	事業名	事業内容	担当課
①	子育て支援センター事業	子育ての相談の実施と、情報交換、子育て講座イベントなどを開催し、地域の子育て支援拠点として子育て支援センターの充実を図ります。	子育て推進課
②	子育て支援ガイドブックの作成	「子育て支援ガイドブック」を作成、配布し、子育てに関する情報提供を行います。	子育て推進課
③	子育て支援に関する情報発信	市報、あやめ Repo、フェイスブック、ホームページ等を活用し、子育て支援に関する情報提供を充実します。	子育て推進課 健康課
④	すくすく子育て応援アプリ 【新規】	すくすく子育て応援アプリを通じ、子育て世代をサポートし、定期的に充実した子育て情報の配信を行います。	子育て推進課 健康課
⑤	すくすく子育て応援ラジオ 【新規】	隔週月・水曜朝と夕方、及び土曜日に、子育て情報を中心としたラジオ番組を、放送します。	子育て推進課 健康課
⑥	出生時育児用品贈呈事業 【新規】	長井市民として生まれた子どもの出生届時に育児用品等が入った「すくすく子育て応援ギフト」を贈呈します。	子育て推進課

基本目標 2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

基本施策 (1) 質の高い幼児教育・保育の提供

- 保育所、認定こども園、児童センター等と小学校の円滑な接続に努めるとともに、幼児教育・保育の質の確保と向上を図る取り組みを推進します。
- 保護者の身近な相談先である保育所、認定こども園、児童センター等において、保護者が抱える困難を適切に把握し、必要な支援につなげることができるよう職員の質の向上を図ります。
- 近年の保育ニーズの高まりと、将来の人口減少を視野に入れ、公立施設である児童センターと私立保育所・認定こども園等の今後の方向性について検討していきます。
- 学校給食共同調理場から児童センター等への給食搬入を開始します。合わせて、地産・地消を進め、食を通して地域への愛着や感謝の気持ちをはぐくむことができるよう、学校給食共同調理場を中心に関係機関と連携し食育の推進を図ります。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚の児童などの外国につながる児童の増加が見込まれます。そのような児童が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

	事業名	事業内容	担当課
①	私立保育所、認定こども園、地域型保育事業への支援	私立保育所等に対し給付費を支給します。また、待機児童解消や保育サービス充実を図るため、施設整備に対する補助を行います。	子育て推進課
②	保育士確保対策 【新規】	高まる保育ニーズに対応するため、保育所等との連携を密にし、保育士の確保や就労を支援します。	子育て推進課
③	児童センターにおける集団保育	児童センターにおける集団保育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度の状況を見極めながら、認定こども園化など、児童センターの在り方を検討します。	子育て推進課
④	保育計画の策定 【新規】	今後の市内教育・保育施設の方向性について検討するため、保育計画を策定します。	子育て推進課
⑤	児童センターの施設整備	安心・安全・快適な保育環境の向上を図るため、長寿命化計画を作成し、老朽化した児童センターの段階的な修繕に努めます。	子育て推進課
⑥	幼保小の円滑な接続 【追記】	保育所、認定こども園、児童センターと小学校との間で、子ども同士の交流や職員同士の情報交換等を行い、小学校への円滑な接続を推進します。	子育て推進課 学校教育課

	事業名	事業内容	担当課
⑦	保育士等の資質向上 【追記】	職員の資質向上を図るため、山形県等が実施する各種研修会の情報提供を行うとともに、保育士等の合同研修会等を推進します。	子育て推進課
⑧	処遇改善を始めとする労働環境への配慮 【追記】	保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備、改善を推進します。	子育て推進課
⑨	児童センターへの給食提供 【新規】	令和3年度より、児童センターとすみれ学園へ、学校給食共同調理場からの給食搬入を開始します。開始に伴い、関係機関において、具体的運営について検討します。	子育て推進課
⑩	保育所等における食育の推進 【追記】	地場産品の活用、食に関する保育実践、保護者への食についての情報提供等、学校給食共同調理場や保育所等・家庭・地域が連携した取り組みを進めます。	子育て推進課

基本施策

(2)多様な保育サービスの充実

- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、多様化する保護者の就労形態に対応するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者のニーズを把握し、事業内容の見直し、拡大等を検討します。
- ファミリー・サポート・センター事業について、提供会員になるための養成講座を実施し、提供会員の確保と子どもを安心して預けることができる体制を整え、利用促進を図ります。
- 令和元年10月から創設された施設等利用給付の実施について、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲し制度や申請手続きについて周知に努め、公正かつ適正な給付を行います。

	事業名	事業内容	担当課
①	一時預かり事業	保護者の通院等による緊急時の一時的な保育、また、保護者のリフレッシュや冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内保育施設等において一時預かり事業を実施します。	子育て推進課
②	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行うことを希望する人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。提供会員は、養成講座の受講が必要です。	子育て推進課
③	病児・病後児保育事業	病児もしくは病気回復期にある児童について、保護者が仕事や病気などの理由で自宅で看病できない場合に、専用施設で一時的に保育を行います。	子育て推進課
④	延長保育事業 【追記】	保育所や認定こども園、児童センターにおいて、通常の利用時間以外において保育を実施します。	子育て推進課

基本施策

(3)生きる力を育む学校教育環境の充実

第五次長井市総合計画の後期基本計画は、2019年～2023年を後期計画期間として、引き続き「みんなで創るしあわせに暮らせるまち・長井」を将来像に、特に人口減少に歯止めをかけるために、子育て世代の定着化に向けた取り組みを重点化していくこととしています。

まちの将来像「みんなで創るしあわせに暮らせるまち」は、長井に生まれ、あるいは移り住んだ人々が、その人生をとおして、幸せを実感できるまちを目指すものです。幸せな人生とは、「世界の楽土」と謳われた素晴らしい自然環境の中で、家族の愛に包まれて育ち、学校や地域で学び合い、かかわり合い、そして自らを表現する生きがいを持ち、社会的な責任を果たし、次の世代に命の大切さとより良いふるさとを伝えていく歩みであろうと思います。そのためには、ライフステージに合わせた学習環境を整備していく必要があります。

こうした認識のもとに長井市教育振興計画の後期計画は、国・県などの教育振興基本計画等との整合性を図りながら、2019年度からおおむね5年間に重点的に取り組む施策を示すものであり、教育に関連する個別計画を包括するものとします。

その中で、基本目標を「いのちを育み『長井の心』を未来につなぐまち」として掲げ、学校教育と社会教育・生涯教育、生涯スポーツが相互に連携し、人と人のつながりや絆、コミュニティづくりをとおして、生涯にわたって社会を支え、幸せを実感できる子ども達、社会人を育てていくために取り組んでいきます。

「長井市教育振興計画」より抜粋

基本施策

(4)放課後児童の居場所づくり

(新・放課後子ども総合プランに基づく長井市行動計画)

- 共働き家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室を実施します。
- 放課後子ども教室と学童クラブの実施について、文化生涯学習課、子育て推進課、及び関係機関で組織している「はぐくみネット」を活用し、関係機関と連携を図りながら、両事業の連携を深めるとともに、有効かつ円滑に運営できるよう実施体制を整備します。
- 放課後の子ども達が、安心して安全に楽しく過ごすことができる居場所づくりについて、学童クラブ、放課後子ども教室、行政、地域、家庭等、関係機関全体での検討を進めます。
- 多様化する保護者の就労形態に対応するため、地域の実情に応じた学童クラブの開所時間、開所日の在り方について検討します。
- 放課後子ども教室における指導者不足、子ども向けイベントの重複等もあり、事業の周知やイベントの整理、体制の見直しについて検討します。

	事業名	事業内容	担当課
①	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	子育て推進課
②	学童クラブ支援員の資質向上 【新規】	放課後児童支援員等として資質向上を図るため、市主催の研修を実施するとともに、より多くの研修機会が持てるよう情報提供し、参加を促進します。	子育て推進課
③	学童クラブの施設整備	今後も増加が予想される学童クラブへのニーズに対応するため、小学校の余裕教室等の活用の可能性について検討するとともに、民間資源の活用についても検討します。	子育て推進課
④	学童クラブの安全対策 【追記】	市内学童クラブにおいて、定期的に避難訓練を実施するとともに、防災ラジオ、AEDの配置を進めます。	子育て推進課

	事業名	事業内容	担当課																		
⑤	放課後子ども教室 【追記】	小学校に就学している児童が、放課後や休日を安全で安心な環境のもと健やかに過ごせるよう地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行う事業です。 全小学校区(6 学区)で開催しており、今後も継続します。 放課後子ども教室利用状況(年間延べ参加人数) <table><tr><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>2,358</td><td>2,645</td><td>2,843</td><td>2,995</td></tr></table> 今後の見込み(年間延べ参加人数) <table><tr><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>2,900</td><td>2,800</td><td>2,800</td><td>2,750</td><td>2,750</td></tr></table>	H27	H28	H29	H30	2,358	2,645	2,843	2,995	R2	R3	R4	R5	R6	2,900	2,800	2,800	2,750	2,750	文化生涯学習課
H27	H28	H29	H30																		
2,358	2,645	2,843	2,995																		
R2	R3	R4	R5	R6																	
2,900	2,800	2,800	2,750	2,750																	
⑥	新・放課後子ども総合プランの推進	市内小学校 6 学区中 5 学区において一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、今後も継続していきます。 放課後子ども教室(土曜らんど等)を充実し、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)と連携して、子ども達が放課後等に多様な学習・体験活動を行う「新・放課後子ども総合プラン」を実施します。	文化生涯学習課 子育て推進課																		

基本施策 (5)子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

- 子どもが心身ともに健やかに育つよう、運動習慣や学習習慣といった、望ましい生活習慣作りのための活動・指導を行います。
- 子ども能力向上や心の成長、親子の愛着形成につながる読み聞かせについて、幼少期からの定着を図ります。
- 子ども自身がいつでも、天候に左右されることなく、のびのびと「遊び」や「学び」を通して、成長することができる機能を持つ施設を整備します。

	事業名	事業内容	担当課
①	ブックスタート事業	乳児健康診査の際、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、乳幼児への読み聞かせの推奨と定着を図ります。	健康課
②	図書館におけるおはなし会、おたのしみ会の開催	長井市立図書館において、ボランティア団体の協力を得ながら、おはなし会、おたのしみ会を開催し、親子で絵本に親しむ活動を推進します。	図書館 文化生涯学習課
③	国語力増進事業 【新規】	保育所等における読み聞かせの一層の普及を行うとともに、ラジオやアプリ等様々なツールを活用し、読み聞かせの普及・啓発を図ります。	子育て推進課 学校教育課
④	早寝・早起き・朝ごはん運動	早寝・早起き・朝ごはん運動を推進します。	子育て推進課 学校教育課
⑤	生活リズム改善事業	HQC シートを活用し、子ども達の生活の状況を把握・改善に取り組めます。	子育て推進課 学校教育課
⑥	運動促進普及啓発事業	就学前児童の運動力向上のため、児童センターを中心に、ながいアクティブキッズプロジェクトを継続・推進します。	子育て推進課
⑦	公共複合施設の整備 【新規】	屋内遊戯施設など子育て支援の拠点としての子育て世代活動支援センターと、多機能型図書館とを併設した複合施設について、遊びと学びの場としての充実を図ります。	子育て推進課 文化生涯学習課

基本目標3

子育てに安心とゆとりをもてる支援

基本施策

(1)障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、関係各課、関係機関との円滑な連携により、年齢や障がい等に応じ一貫して支援できる体制づくりを推進します。
- 保育所等における障がい児の受け入れを継続するとともに他の機関との連携を図ります。また、自閉症や学習障がい（LD）、注意欠落多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもについて、障がい等の状態に応じて、専門家による巡回相談を実施し、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- 障がい児や保護者に対する支援の強化を図るため、現在児童発達支援事業所であるすみれ学園を児童発達支援センターに移行することを検討するとともに、障がい児保育における指導的立場となることを目指します。
- 医療的ケア児への支援について、必要とする支援の把握と課題を整理し、医療、子育て支援、保健、教育、福祉等関係機関の連携を進め、山形県の主催する研修等にも積極的に参加し、より良い体制づくりの情報収集に努めます。

	事業名	事業内容	担当課
①	特別児童扶養手当	認定を受けた障がい児の保護者に特別児童扶養手当を支給します。	子育て推進課
②	障害児福祉手当	認定を受けた障がい児に障害児福祉手当を支給します。	子育て推進課
③	重度心身障害(児)者医療給付事業	重度心身障害(児)者医療給付事業を実施します。	市民課
④	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課
⑤	障がい児保育の推進	関係機関と連絡と情報共有を密にし、配慮が必要な児童に対し、適切な保育を実施します。また、加配保育士等を配置する保育所・認定こども園等に対し補助を実施します。	子育て推進課
⑥	すみれ学園の設置運営	心身に障がいがある未就学児に、日常生活の自立を目標としながら、個別指導や訓練等を行います。	子育て推進課
⑦	子育てサポート事業	発達障がい等の専門的指導者による、保育士や学童クラブ支援員への指導を行い、スキルアップにつなげます。	子育て推進課

	事業名	事業内容	担当課
⑧	養護学校等への通学支援	養護学校に通学する児童に対し、ジャンボタクシー等による通学を支援します。	福祉あんしん課
⑨	特別支援教育の推進	特別支援教育を推進します。 ・地域教育相談窓口の開設(幼児ことばの教室:致芳小学校内) ・教育支援委員会の開催と就学指導の充実 ・特別支援学級(知的・情緒・肢体不自由等)の円滑な運営 ・学校教育支援員の配置	学校教育課
⑩	医療的ケア児への支援 【追記】	人工呼吸器を装着している障がい児等日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児の、身近な地域で必要とする支援について協議します。	福祉あんしん課
⑪	ペアレント・プログラムの推進 【追記】	子育てに難しさを感じる保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行うとともに、保育所や学童クラブ等の職員の保護者支援の手法として普及・推進します。	子育て推進課
⑫	サポート・ファイルの取組 【新規】	山形県が進める「やまがたサポート・ファイル」の取組を推進します。	福祉あんしん課 健康課

基本施策

(2)子どもの権利擁護や児童虐待対策

- 子ども自身が、1人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝え、児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。
- 国においては、市町村が身近な場所で子どもや保護者を継続的に支援していくことが重要であるとし、子育て世代包括支援センターの法定化や児童相談所から市町村への事案送致の新設、子ども家庭総合支援拠点の新設等について法整備を行っています。長井市においても、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携・強化を図ります。
- 児童虐待やDVについては、子どもの心理的影響が将来にも及ぶことが考えられることから、関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

	事業名	事業内容	担当課
①	子どもの権利擁護	体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。	子育て推進課 健康課 学校教育課
②	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置運営し、児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て推進課 健康課 学校教育課
③	児童虐待防止	問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細やかな支援を行うため、各関係機関との連携を図りながら、専門的なアドバイスを積極的に活用し児童虐待を防止します。	子育て推進課 健康課 学校教育課
④	家庭相談の充実	複雑・多様化する相談に対応するため、家庭児童相談員、保健師等による家庭相談を充実します。	子育て推進課 健康課
⑤	子ども家庭総合支援拠点	令和4年度までに、関係課所内への整備を検討します。子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等との調整機関としての機能を担い、情報共有、相互連携を図りながら、支援につなげていきます。	子育て推進課
⑥	子育て短期支援事業	近隣養護施設との連携を図るとともに、市内の民間福祉事業所、保育士や看護師等の有資格者による事業の構築、里親による支援など様々な事業展開を検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。	子育て推進課

基本施策

(3)ひとり親世帯、子どもの貧困家庭への支援

○ひとり親家庭は年々増加する傾向にあることから、自立に向けたサポート体制を充実し、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

○全国的に子どもの貧困が問題になる中、長井市子どもの貧困対策庁内検討会において、長井市の現状を把握し、貧困状態にある子どもや家庭の早期発見と適切な支援について検討します。

	事業名	事業内容	担当課
①	児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない父子・母子家庭等の生活の安定と自立促進のために手当を支給します。	子育て推進課
②	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。	市民課
③	ひとり親家庭家賃助成事業 【新規】	消費税増税に伴う経済的負担を軽減し生活の安定を図ることを目的として、民間の賃貸住宅に住むひとり親家庭のうち、特に支援が必要と認められる家庭に対し、家賃の一部を助成します。	子育て推進課
④	ひとり親家庭の自立支援 【追記】	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に対応します。	子育て推進課
⑤	母子・父子寡婦福祉資金貸付業務 【追記】	生活の安定と自立のための就学資金や就業資金などの貸付や各種経済的支援に関する情報提供に努めます。	子育て推進課
⑥	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 【追記】	ひとり親が継続的に安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、又は資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て推進課
⑦	母子生活支援施設入所 【追記】	母子家庭等の子どもの健全育成と母親の生活の自立を目指す場合における施設入所を支援します。	子育て推進課
⑧	準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助(準要保護)を実施します。	学校教育課
⑨	子ども食堂 【新規】	貧困家庭や孤食の子どもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供します。	子育て推進課
⑩	学習支援 【追記】	生活困窮世帯に属する小中学生及び高等学校卒業程度認定を受けようとする者に対し支援を行います。	福祉あんしん課

基本施策 (4)子育て世代の経済的負担の軽減

○手当の支給や医療費の助成など、子育ての経済的な支援を行うことにより、家庭における生活の安定を支援し、安心して子育てができる環境を目指します。

	事業名	事業内容	担当課
①	子育て支援医療制度の充実	中学校 3 年生までの医療費保険診療分に係る自己負担額を全額助成するとともに、事業拡大を検討します。	市民課
②	児童手当	中学生までの子どものいる世帯に児童手当を支給します。	子育て推進課
③	保育料等の負担軽減	幼児教育・保育無償化を踏まえながら、子どもの数や世帯の所得に応じた保育所等保育料、児童センター使用料の軽減について検討します。	子育て推進課
④	認可外保育施設保育料補助	認可外保育施設に入所している世帯の保育料を、第 1 子から補助します。	子育て推進課
⑤	児童センター給食提供支援事業	児童センターの給食に対し、1 食あたり 100 円を補助します。また、令和 3 年度以降の児童センターへの学校給食搬入に伴い、低所得世帯等への副食費軽減等の支援について検討します。	子育て推進課
⑥	学童クラブ利用料補助金 【追記】	学童クラブを利用する低所得世帯及び多子世帯の利用料を補助します。	子育て推進課
⑦	ファミリー・サポート・センター料金補助 【追記】	利用料金のうち 1 時間 300 円の助成を行います。	子育て推進課

基本目標 4

地域で子育てを支えるまちづくり

基本施策

(1)子どもが安全で過ごせる環境づくり

○子どもが安全に安心して遊ぶことができるように、地域と連携し、公園遊具等の整備や維持管理に取り組みます。

○交通事故や犯罪などから子どもを守るため、関係機関と連携した環境の整備、交通安全指導を行うとともに、地域における見守りを実施します。

	事業名	事業内容	担当課
①	児童公園の整備及び 維持管理	安全点検の結果と地区での必要性を考慮し、遊具の更新・修繕を計画的に行います。	子育て推進課
②	通学路等安全点検事業 【新規】	小学校の通学路、保育所・子ども園等の散歩コースの危険個所の確認・点検を行い、安心・安全な環境を整備します。	学校教育課 市民課 子育て推進課
③	かもしかクラブ 【追記】	各種交通安全運動により、就学前児童及び保護者へ交通安全意識の普及・啓発を行います。	市民課

基本施策

(2)子育て家庭を応援する地域づくり

○コミュニティスクールの導入により、地域住民による地域の子ども達を育てる環境づくりが積極的に行われています。今後は、核家族化が進み、子ども達の放課後や休日の居場所の確保などの問題が深刻化することが予想されることから、各地区のコミュニティセンターを核とし、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりを更に推進していきます。

○子どもと保護者が一緒に楽しめる居場所づくりを行い、妊娠・出産・育児に関する各種の相談・情報提供・助言・保健指導などトータルでの支援や同じような子育て世代の保護者同士が交流したり情報交換等ができる場や地域の中でつながりをはぐくむことができる環境を整備します。

	事業名	事業内容	担当課
①	遊びのひろば	市内全地区の児童センターにおいて、施設を開放し、地域の子どもと保護者に遊びと交流の場を提供します。	子育て推進課
②	遊び場としての居場所づくりの推進 【追記】	子育て支援センター、児童公園、公共複合施設等、遊び場としての機能の充実を図ります。	子育て推進課
③	地域ぐるみの子育て環境の充実	各地区の地域づくり計画に基づく、地域の特色を生かした地域ぐるみでの子育て環境の整備や子育て事業の実施を支援します。また、コミュニティセンターと連携しその機能を活用しながら、子育て支援につながるよう努めます。	地域づくり推進課 文化生涯学習課
④	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目的に活動する子ども会育成会連絡協議会、まちづくり青少年育成市民会議、PTA連合会に対し、事業の委託や補助を行うとともに、長井市子ども会育成会連絡協議会を通し、子ども会活動の振興を図ります。	文化生涯学習課
⑤	民生委員・児童委員運営事業 【追記】	地域福祉の推進のため、地域と行政のパイプ役として役割を担う民生委員・児童委員との情報共有を行います。	福祉あんしん課 子育て推進課

基本施策

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

- 保護者が仕事をしながら子育てができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業や短時間勤務制度を利用しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発等を行っていきます。
- 男女共同参画社会を実現するため、国・県の取組みを推進するとともに、男女が互いを尊重し合いながら仕事・家事・子育てに取り組むことができるよう、広報や各種講座等での啓発を行います。

	事業名	事業内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランス施策の推進	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携を図ります。	商工観光課 地域づくり推進課
②	企業に対する啓発活動	企業に対する、働きやすい職場環境づくりの啓発活動を推進します。	商工観光課
③	雇用環境の整備に関する制度	雇用環境の整備に関する制度を検討します。	商工観光課
④	イクボス宣言等による働きやすい職場づくりの推進 【新規】	市内企業と共同でイクボス宣言等を行い、誰もが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを推進します。	地域づくり推進課 商工観光課

第5章 幼児期の教育・保育事業計画

この章では、各号ごとの教育・保育の「量の見込み」と確保方策について、向こう5年間の計画を策定します。

●認定区分と利用できる施設



※児童センターは2歳児から入所可能で、認定を受けずに利用できる施設となっています。



保育を必要とする事由

- ・就労（フルタイムのほか、
【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・その他

1 幼児期の教育・保育提供区域の設定

長井市を1区域とします。

長井市は、人口26,518人（令和元年12月現在）、面積214.67㎢と市の中でも小規模な自治体であることから、教育・保育提供について区域を分ける必要もなく、一体的かつ総合的に計画します。

2 教育・保育の量の見込みと確保策

■「量の見込み」の推計方法

教育・保育(本章)及び地域子ども・子育て支援事業(次章)に関する「量の見込み」の推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されていますが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の論議や、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされています。

本市では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

■認定区分と提供施設

子どもの年齢や保育の必要性に応じた「認定区分」ごとに設定します。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育を希望していて、保育の必要がない場合	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育

※児童センターについて

児童センターは2歳児から入所可能で、認定を受けずに利用できる施設ですが、2歳児は3号認定、3～5歳児は2号認定の確保策に計上します。

1 1号認定

(1) 量の見込みと確保策

(人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		70	50	43	41	40
確保策	認定こども園	111	111	91	65	65

2 2号認定

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		464	483	467	465	455
確保策	認定こども園 保育所	291	304	329	355	355
	児童センター (3～5歳児)	180	180	180	180	180
	合計	471	484	509	535	535

3 3号認定(0歳児)

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		60	60	58	56	55
確保策	認定こども園 保育所	90	93	93	93	93
	地域型保育事業	11	11	11	11	11
	合計	101	104	104	104	104

4 3号認定(1・2歳児)

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		257	255	250	245	236
確保策	認定こども園 保育所	193	205	197	197	197
	地域型保育事業	19	19	19	19	19
	児童センター (2歳児)	35	35	35	35	35
	合計	247	259	251	251	251

※3号認定(1・2歳児)の確保策について

量の見込みが確保策を超える分については、弾力入所や他市町への広域入所等により確保していきます。

※企業主導型保育施設について

教育・保育の各号の確保策において、企業主導型保育施設の地域枠の活用については、予定がありません。

第6章 地域子ども・子育て支援事業計画

1 利用者支援事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状としては、子育て推進課内に子育てコンシェルジュ（特定型：子育て推進課）、子育て世代包括支援センター内に母子保健コーディネーターを配置（母子保健型：健康課）しています。

今後は、引き続き事業を実施し、妊娠・出産・子育ての状況に応じきめ細やかなサポートを目指します。

(2) 量の見込みと確保策

(設置数：か所)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

妊娠期の方、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状としては、NPO法人まごころサービス長井による、子育て支援センター「まご～れ」、NPO法人やまがた育児サークルランドによる、子育てでつながる家「いろは」を市の委託により実施しています。

今後は、現在の事業を引き続き実施するとともに、特に、妊娠期や家庭保育を行っている保護者が気軽に集い、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、地域の子育てを支援します。また、複合施設開設とともに更なる事業の充実を目指します。

(2) 量の見込みと確保策

(延べ利用者数：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	8,000	8,000	9,000	10,000	10,000
確保策	8,000	8,000	9,000	10,000	10,000
箇所数	2	2	2	2	2

3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（１）事業内容、現状、今後の対応

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状としては、NPO法人まごころサービス長井の運営により、小学３年生までを対象として実施しています。登録会員数は平成30年度実績で、利用会員324人、協力会員14人、計338人で、利用実績は就学前児童を含め19件です。

今後は、引き続き周知を図りながら、登録会員の増加、事業の充実を図ります。

（２）量の見込みと確保策

（延べ利用者数：人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	5	5	5	5	5
確保策	5	5	5	5	5

4 妊婦健康診査

（１）事業内容、現状、今後の対応

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、まず健康状態の把握、次に検査計測、さらに保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状としては、平成27年度2,395件、平成28年度3,203件、平成29年度3,131件、平成30年度2,844件の受診件数となりました。

今後も、引き続き事業を実施し、事業の充実を図ります。

（２）量の見込み

（受診件数：件）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
確保策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

5 乳児家庭全戸訪問事業

（１）事業内容、現状、今後の対応

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状としては、平成27年度178件、平成28年度154件、平成29年度180件、平成30年度176件の訪問件数となりました。

今後も、引き続き事業を実施し、事業の充実を図ります。

（２）量の見込み

（訪問件数：件）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	164	162	161	159	158
確保策	164	162	161	159	158

※訪問できないのは、低体重等で出生後入院するケースです。

6 養育支援訪問事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当する家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状としては平成27年度26件、平成28年度13件、平成29年度18件、平成30年度50件の実施回数となりました。

今後、さらに支援体制の充実を図り、継続して実施します。

(2) 量の見込み

(実施回数：回)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	50	50	50	50	50
確保策	50	50	50	50	50

7 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

(1) 事業内容、現状、今後の対応

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

現状としては、事業実施はありません。

今後の対応としては、近隣養護施設との連携を図るとともに、市内の民間福祉事業所、保育士や看護師等の有資格者による事業の構築、里親による支援など様々な事業展開を検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。

(2) 量の見込みと確保策

(利用人数：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2	2	2	2	2
確保策	0	0	0	0	0

8 一時預かり事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（未就学児））

(1) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中に、保育所等で一時的に預かり必要な保育を行う事業です。

また、認定こども園（1号認定）の預かり保育もこの事業の中で実施します。

(2) 現状

1号認定児童への預かり保育は、市内全ての認定こども園で実施しています。

おもに家庭保育の子どもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり（一般型・余裕活用型）で預かりを行っており、市内保育所、地域型保育事業2園で実施しています。

(延べ利用人数：人)

年度		H27	H28	H29	H30
一時預かり事業（幼稚園型）	延べ利用人数	—	8,277	7,366	6,597
上記以外（児童センター分含む）		6,634	6,543	6,528	7,056

(3) 今後の対応

幼稚園型については、引き続きすべての認定こども園で受け入れ態勢を整えていきます。

幼稚園型以外については、定員以上の申し込みがあった際に受け入れができない場合もあるため、子育て支援センターや保育所等での新たな一時預かりの実施を検討します。

(4) 量の見込みと確保策

(延べ利用人数：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
一時預かり事業（幼稚園型）	量の見込み	5,000	3,900	3,300	3,200	3,100
	確保策	5,000	3,900	3,300	3,200	3,100
一時預かり事業（幼稚園型除く）	量の見込み	550	550	550	550	550
	確保策（合計）	825	825	825	825	825
	（保育所等）	800	800	800	800	800
	（ファミサポ 未就学児）	25	25	25	25	25

9 延長保育事業

(1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。児童センターにおける通常の開所時間を超えた延長保育もこちらへ計上します。

(2) 現状

市内保育所、認定こども園等8園において保育標準時間の11時間を超える延長保育事業を実施しています。児童センターにおいても、午後7時までの延長保育を実施しています。

(利用実人数：人)

年度	H27	H28	H29	H30
利用人数	86	245	234	208

(3) 今後の対応

延長保育支援事業を進め、保育所・認定こども園等の体制を確保します。

(4) 量の見込みと確保策

(利用実人数：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	235	231	225	219	213
確保策	235	231	225	219	213

※保育所に加え、児童センターでの延長利用（午後5時以降）を含みます。

10 病児保育事業**(1) 事業内容、現状、今後の対応**

病児もしくは病気回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状としては、病児保育施設「みつばちルーム」として、はなぞの保育園2階で実施しています。利用延べ人数は平成29年度208人、平成30年度271人となっています。

引き続き、安全かつ良好な利用者支援になるよう、事業運営の検証・改善に努めます。

(2) 量の見込みと確保策

(利用延べ人数：人／年)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	300	300	300	300	300
確保策	780	780	780	780	780

11 放課後児童健全育成事業・学童クラブ**(1) 事業内容**

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(2) 現状

(人)

年度		H27	H28	H29	H30
低学年（1～3年生）	利用 人数 (人)	276	256	275	304
高学年（4～6年生）		51	64	85	64
合計		327	320	360	368

(3) 今後の対応

すべての子どもが放課後を安心安全に過ごすことができる環境作りを実施するため、令和3年度以降、小学校の余裕教室活用等により新たな受け入れ場所の確保を行うとともに、支援員の人材確保と質の向上に努めます。

(4) 量の見込みと確保策

(人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
学年	1年	140	135	134	132	128
	2年	116	112	111	109	106
	3年	109	108	107	105	102
	4年	61	61	59	56	55
	5年	15	15	14	14	13
	6年	9	9	9	8	8
量の見込み		450	440	434	424	412
確保策		445	450	450	450	450

12 実費徴収に係る補足給付事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状については、利用がありません。

今後は、施設を利用する児童の保護者で、①市民税が非課税又は減税されている方、②国民年金の掛け金が減免されている方、③児童扶養手当が支給されている方等に対して、助成制度や扶助費等交付制度を検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現状は、利用がありません。

今後は特定教育・保育施設等の設置又は運営に係る費用について、国・県に合わせた助成制度を検討します。

資 料 編

1. 長井市子ども・子育て会議条例
2. 長井市子ども・子育て会議委員名簿
3. 計画策定の経過

1.長井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、長井市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(平27条例6・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2.長井市子ども・子育て会議委員名簿(令和元年度)

	区 分	氏 名	役 職 等
1	1号委員 (保護者)	平 一孝	長井市児童センター父母の会連絡協議会会長
2		高石 学	幼稚園保護者代表(めぐみ幼稚園)
3		高世 晃	保育所保護者代表(はなぞの保育園)
4		川上 健太郎	学童クラブ保護者代表(中央学童クラブ保護者会長)
5	2号委員 (事業所代表)	菊地 和代	(有)ミニマックス
6	3号委員 (労働者代表)	佐々木 暢 長谷川 力	連合山形置賜地域協議会西置賜地区連合会 事務局次長
7	4号委員 (子育て関連事業 従事者)	安部 郁子	長井市保育研究会会長
8		鈴木 裕美子	幼稚園教諭代表(小桜幼稚園)
9		大竹 仁	長井市小学校長会長(長井小学校)
10		今野 哲	まごころサービス長井代表
11	5号委員 (学識経験者)	石山 泰子	人権擁護委員
12		梅津 敏昭 青木 修次	長井市民生委員・児童委員協議会連合会会長
13		神田 忠正	長井市地区長連合会会長
14	6号委員 (市長が認める者 公募委員)	安部飛鳥	公募委員
15		桑嶋明美	公募委員

事務局会	小関 浩幸	厚生参事
	佐藤 裕子	総合政策課 総合戦略室長
	新野 弘明	地域づくり推進課長
	金子 剛	市民課長
	小林 克人	健康課長
	梅津 義徳	福祉あんしん課長
	赤間 茂樹	商工観光課長
	竹田 洋	教育委員会学校教育課長
	佐々木 勝彦	教育委員会文化生涯学習課長
子育て推進課	加藤 潤子	子育て推進課長
	鈴木 敏久	子育て支援主幹
	鈴木 治子	子育て支援主査
	白田 裕子	子育て支援係長

3.計画策定の経過

月日等		内容等
7 月	23 日	第 1 回事務局会 内容 ○子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画について ○事務局会の担う役割について ○今後の進め方スケジュール等
	29 日	第 1 回子ども・子育て会議 内容 新委員の委嘱状交付、自己紹介、事務局紹介 ○ニーズ調査結果について報告 ○子どもを取り巻く現状と課題について ○計画策定スケジュールについて
9 月	17 日	第 1 回担当者会 内容 ○第二期子ども・子育て支援事業計画について ○ニーズ調査から見える課題について ○各課の課題について
10 月	17 日	第 2 回事務局会 内容 ○基本目標、基本施策の設定について 設定の経過、基本目標・基本施策の確認、各事業の確認
	24 日	第 2 回子ども・子育て会議 内容 ○量の見込みと確保策について ○基本目標・基本施策の確認と各種施策の推進について
11 月	20 日	厚生常任委員会協議会にて、計画概要報告
12 月	26 日	第 3 回事務局会 内容 ○各種施策の推進についての確認 ○スケジュールの確認
1 月	9 日 ～31 日	パブリックコメントの実施
	21 日	庁議での報告
2 月	17 日	厚生常任委員会協議会にて、計画報告
3 月	9 日	第 3 回子ども・子育て会議(開催中止に伴い資料での確認) 内容 ○今年度子ども・子育て支援事業計画の実績報告 ○第二期計画の最終報告

第二期長井市子ども・子育て支援事業計画

発行日 ●令和 2 年 3 月

発行者 ●長井市 子育て推進課

住 所 ●〒993-8601 山形県長井市ままの上 5 番 1 号

TEL 0238-87-0687 FAX 0238-83-2601